

港則法関係書類作成・申請ガイド

平成26年6月

加古川海上保安署

電話 079-435-0671

目次

第1章 概要

第1 申請・届出時の留意事項

第2 東播磨港の状況

第2章 書類の作成・申請要領

第1 入出港届

第2 入出港省略許可申請書

第3 係留施設使用届

第4 係留施設使用届省略許可申請書

第5 停泊場所指定願

第6 危険物荷役許可申請書

第7 危険物運搬許可申請書

第8 工事・作業許可申請書

第9 行事許可申請書

別紙1 岸壁コード・岸壁名称

別紙2 停泊場所(びょう地)一覧

別紙3 平成26年4月16日現在 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)による危険物一覧

別紙4 危険物接岸荷役許容量

第3章 港長公示

第4章 台風・津波対策

東播磨港安全対策委員会会則

公益財団法人海上保安協会東播磨支部東播磨港安全対策委員会台風津波対策部会規約

東播磨港台風災害防止要綱

東播磨港船舶津波対策実施要綱

第 1 章 概要

第1 申請・届出時の留意事項

1 事務取扱時間

窓口受付及び電子申請Sea-NACCS受付時間

平日 午前8時30分～正午 午後1時～午後4時30分

(閉庁日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は取扱いできません。)

ただし、人命救助等で緊急を要する場合は除きます。

2 加古川海上保安署

住所 兵庫県加古川市別府町港町14-2

電話 079-435-0671

FAX 079-435-0726

3 書類作成上の留意事項

港則法上の加古川海上保安署へ提出する申請・届出に関する共通の留意事項

(1) 申請・届出で用いる書類は、市販されていません。

姫路海上保安部ホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/himeji>) からダウンロードして使用して下さい。

(2) 用紙のサイズはA4版を用い、文字は、黒色で記載して下さい。

(3) 提出日は、加古川海上保安署に提出する日付を和暦で記載して下さい。

(4) 提出部数は、届出書1通を基本としますが、提出者において保管する場合は、必要部数を提出して下さい。

(5) 許可書は、当該行為の行われる現場に必ず携行して下さい。

(6) 申請者は、法人又は団体において代表権を有する方であって、法人又は団体の名称・職名・氏名を記入のうえ、社印又は私印の押印若しくは署名をして下さい。

(7) 申請者の利便性向上を図るため、入出港届・けい留施設使用届・危険物荷役許可申請などの手続きがインターネット上でできる電子申請として、「Sea-NACCS(シーナックス)」の利用促進を行っています。

取扱対象の申請等

入出港届、係留施設使用届、停泊場所指定願、危険物荷役許可申請、危険物運搬許可申請、移動許可申請

受付時間は事務取扱時間と同じです。

利用申込問合せ先

NACCS利用について

輸出入・港湾関係情報処理センター(株)

郵便番号 212-0013

住所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館8階

電話 0120-794525(044-520-6270)

URL <http://www.naccs.jp/>

輸出入・港湾関係情報処理センター(株)西日本事務所

郵便番号 550-0004

住所 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル12階

電話 0120-794525 (06-6446-3812)

NACC S (Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System)

第2 東播磨港の状況

1 港域

瀬戸川口左岸突端から240度2880メートルの地点まで引いた線、同地点から289度20分3810メートルの地点まで引いた線、同地点から232度2650メートルの地点まで引いた線、同地点から322度530メートルの地点まで引いた線、同地点から52度2440メートルの地点まで引いた線、同地点から316度30分3640メートルの地点まで引いた線、同地点から344度30分1270メートルの地点まで引いた線、同地点から304度4360メートルの地点まで引いた線、同地点から天川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに喜瀬川本荘下橋、別府川対潮橋、加古川相生橋、堀川永楽橋、法華山谷川山陽電気鉄道鉄道橋、松村川松村水門及び天川山陽電気鉄道鉄道橋各下流の河川水面

2 岸壁区分

東播磨港における岸壁区分は、別紙1のとおりです。

3 びょう地

東播磨港には、「指定びょう地」はありませんが、荷役関係者、漁業者、代理店等と協議のうえ、危険物積載船舶の入港着岸待ちのための停泊指定場所（びょう地）が別紙2のとおり定められています。

第2章 書類の作成・申請要領

第1 入出港届

総トン数20トン以上の船舶は、東播磨港に入港したとき、出港しようとする時には港長に入出港届を届出なければなりません。

1 根拠となる条文

港則法第4条

船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

2 届出が必要となる対象船舶

入出港届省略許可を受けた船舶及び次に該当する船舶を除く全ての船舶が対象となります。

港則法施行規則第2条

次の各号の1に該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

1 総トン数20トン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶

2 平水区域を航行区域とする船舶

3 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの

イ 一般旅客定期航路事業（海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第3条第2項第2号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに同条第3項に規定する船舶運航計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時季に関する部分を記載した書面

ロ 特定旅客定期航路事業（海上運送法第2条第5項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第19条の3第2項の規定により準用される同法第3条第2項第2号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時季に関する部分を記載した書面

3 届出者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

4 届出の方法

書面又は電子申請Sea NACCSで届け出して下さい。

5 使用する様式

様式は、第1号様式とし、1通提出して下さい。

（なお、この様式は、税関・入国管理事務所及び港湾管理者へ提出するものと共通とな

っています。)

6 提出する時期

(1) 入港届(入出港届を含む。)

入港後に「遅滞なく」提出するもので、「遅滞なく」とは不可能な間のみ猶予されているものであって、届け出ることが可能な状態の下においては、直ちに届け出なければなりません。

入港した際に、出港日時があらかじめ定まっているときは、「入出港届」として届け出ても差し支えありません。

(2) 出港届

出港前の適宜の時期に届け出して下さい。

7 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 「入港」とは、港域線の内側に入ったときをいうのではなく荷役・人の乗下船・物資補給などの目的をもって港域内に停泊する際、岸壁などの係留施設に完全に係留したとき、錨泊の場合は錨が海底をかいたときをもって「入港」とします。

「出港」とは、岸壁などの係留施設から係留索を完全に放したとき、錨泊の場合は海底に着いた錨が立ち上がったとき(起錨となったとき)をもって「出港」とします。

(3) 書面による場合は、届出者の所属又は職名を記載し署名又は記名、押印して下さい。郵送で提出する場合は、連絡先も明記して下さい。

(4) 入出港届の提出後、出港の日時に変更のあったときは、口頭、電話等で届け出ても差し支えありません。

(5) 船名は、日本船は船舶国籍証書に記載されているとおり記載して下さい。

(6) 「前寄港地・次寄港地」の欄には港の名称を、「港における船舶の位置(停泊地)」欄には港内の停泊・係留した場所を記入して下さい。

(7) 港内の岸壁・係留施設を移動して複数の場所で荷役を行う場合などは、仕出港から東播磨港に最初に「入港」した日時、東播磨港で最後の荷役を終え次の目的地へ向けて「出港」する日時を【3 到着日時/出発日時】に記載し、東播磨港内での移動状況は【16 備考】に記載をして下さい。

(記載例) 第1号様式

入 出 港 届 GENERAL DECLARATION

	レ	到着 Arrival	レ	出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship 海保丸 貨物船 JC1234		2. 到着港 / 出発港 Port of arrival/departure 東播磨港		3. 到着日時 / 出発日時 Date-time of arrival /departure 4 / 1 4 / 2 0000 0000
4. 船舶の国籍 Nationality of ship 日本		5. 船長の氏名 Name of Master 海保 太郎		6. 前寄港地 / 次寄港地 Port arrived from/Port of destination 姫路港 / 姫路港
7. 船籍港、登録年月日 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date ; Number) 東播磨港 2016.4.1 123456		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent 海保海運 兵庫県加古川市別府町 船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator 海保海運 兵庫県加古川市別府町		
9. 総トン数 Gross tonnage 699トン		10. 純トン数 Net tonnage		
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station) 別府公共岸壁				
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged) 姫路 東播磨				
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo なし				
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master) 5		15. 旅客の数 Number of passengers 0	16. 備考 Remarks 4 / 1 0000 4 / 1 1200 別府公共岸壁 4 / 1 1200 4 / 2 0000 播磨公共岸壁	
添付書類の枚数 Attached document (Indicate number of copies)				
17. 積荷目録 Cargo Declaration なし		18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration なし		
19. 乗組員名簿 Crew List なし		20. 旅客名簿 Passenger List なし	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer 海保 太郎	
21. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration なし		22. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health なし		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 の付されている項目については、記入不要。
2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

- Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “ ”
2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 入出港省略許可申請書

定期的に運航している船舶で、概ね月に10回以上入出港する船舶は、あらかじめ港長の許可を受けていれば入出港届をその都度提出する必要はありません。

1 根拠となる条文

港則法施行規則第21条第1項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

2 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

3 申請の方法

書面で申請して下さい。

4 使用する様式

様式は、第2号様式とし、1通提出して下さい。

5 提出する時期

毎月20日～末日の間で、許可を受けようとする期間の始期までに、十分余裕をもって申請して下さい。

6 許可の対象となる船舶

主に東播磨港を基地とし、係留場所が確保され船舶の動静把握が容易な次に掲げる船舶。

(1) 同一船舶が、一定の範囲内に停泊すること。

(2) 概ね月に10回以上入出港する船舶。

7 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 入出港届の省略は、原則として1ヶ月以内の期間を限って許可します。

(3) 入出港届省略の許可に当たっては、許可期間中の入出港の実績表を期間終了後、遅滞なく港長に提出することを条件とします。

(4) 新たに申請を検討される方は、余裕のある時期に事前に、運航状況がわかる資料を用意して相談して下さい。

(記載例) 第2号様式

入 出 港 届 省 略 許 可 申 請 書

平成 年 3月 20日

東播磨港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運
兵庫県加古川市別府町
海保丸船長 海保太郎 印

船舶の名称	海保丸	予 定 到 着 日 時 / 出 発 日 時	4 / 1 0 0 0 0 ~ 4 / 3 1 2 4 0 0
船舶の種類	貨物船		
信号符字又は 船舶番号	J C 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6		
船舶の国籍	日本		
船長の氏名	海保 太郎		
総 ト ン 数	6 9 9 トン		
乗組員の数 (船長を含む。)	5		
港における船舶の位置 (停泊地)	別府公共岸壁	省 略 期 間	自 4月 1日 至 4月 31日
船舶の代理人 の氏名又は 名称及び住所	海保海運 兵庫県加古川市別府町		
主な航行海域 (航行経路)	東播磨港 - 姫路港		
貨物に関する 簡潔な記述	なし		

(第2号様式)

注意

- 1 申請者の所属、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 4 予定到着日時／出発日時が当該欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 5 省略期間は、原則として1ヶ月以内の期限に限って申請すること。
- 6 申請書は、1通提出すること。

第3 係留施設使用届

総トン数500トン以上の船舶が係留施設を使用するときには、係留施設使用届をあらかじめ港長に届出なければなりません。

1 根拠となる条文

港則法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

2 届出が必要となる対象船舶

総トン数500トン以上の船舶

3 届出者

係留施設の管理者です。

4 届出の方法

書面又は電子申請Sea NACCSで届け出して下さい。

5 使用する様式

様式は、第4号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

係留しようとするまでに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 係留施設の管理者は、係留しようとする船舶が、当該施設の水深・係船能力などを考慮して、安全に係留できることを確認のうえ届出して下さい。

(3) 同一係留施設において、係留船舶が重複しないように時間調整のうえ届け出して下さい。

(4) 総トン数が明示されていない台船・バージ・作業船などは、次のとおり取り扱います。

・積載トン数がある場合 積載トン数の60パーセントを総トン数とみなす

・積載トン数がない場合 「全長」×「幅」×「平均喫水(貨物満載状態)」×0.6を総トン数とみなす

(5) 係留能力を超える船舶は、原則としてその施設は使用できません。

やむを得ない事情のある場合は、十分余裕をもって事前に加古川海上保安署に相談して下さい。(この場合、電子申請での取り扱いはできません。)

(記載例) 第4号様式

係留施設使用届

平成 年 4月 1日

東播磨港長 殿

届出者所属・氏名 海保海運 兵庫県加古川市別府町
所長 海保太郎 印

船舶の名称	海保丸		
船舶の国籍	日本	船舶の種類	貨物船
船舶の全長	70m	総トン数	699トン
重量トン数	699トン	最大喫水	5m 00cm
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運 所長 海保太郎 兵庫県加古川市別府町		
係留施設の名称又は場所	別府公共岸壁	係留期間	自 4月 2日 00時 00分
			至 4月 2日 24時 00分
主な揚荷	種類	数量	
	鋼材	300トン	
主な積荷	種類	数量	
	N I L		

(第4号様式)

注意

- 1 届出者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 届書は、1通提出すること。

第4 係留施設使用届省略許可申請書

定期的に運航している船舶で、概ね月に10回以上係留施設を使用する船舶は、あらかじめ港長の許可を受けていれば係留施設使用届をその都度提出する必要はありません。

1 根拠となる条文

港則法施行規則第21条第1項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

2 許可の対象となる船舶

主に東播磨港を基地とし、係留場所が確保され船舶の動静把握が容易な次に掲げる船舶。

(1) 同一船舶が、一定の範囲内に停泊すること。

(2) 概ね月に10回以上係留する船舶。

3 申請者

係留施設の管理者です。

4 申請の方法

書面で申請して下さい。

5 使用する様式

様式は、第5号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

毎月20日～末日の間で、許可を受けようとする期間の始期までに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 係留施設使用届の省略は、原則として1ヶ月以内の期間を限って許可します。

(3) 係留施設使用届省略の許可に当たっては、許可期間中の係留施設使用の実績表を期間終了後遅滞なく港長に提出することを条件とします。

(4) 新たに申請を検討される方は、余裕のある時期に事前に、係留状況がわかる資料を用意して相談して下さい。

(記載例) 第5号様式

係留施設使用届省略許可申請書

平成 年 3月 20日

東播磨港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 兵庫県加古川市別府町
海保丸船長 海保太郎 印

- 1 係留施設の名称又は場所
別府公共岸壁
- 2 係留施設使用届省略期間

自 4月 1日
至 4月 31日

- 3 係留の用に供する船舶の要目

船舶の名称	船舶の種類	総トン数	重量トン数	船舶の全長	最大喫水
海保丸	貨物船	699トン	699トン	70m	5m

(第5号様式)

注意

- 1 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 省略期間は、原則として1ヵ月以内の期限を限って申請すること。
- 3 申請書は、1通提出すること。

第5 停泊場所指定願

港長が行う停泊場所の指定には、港則法第5条第2項に基づき省令の定める特定港で一定の大きさの船舶に対して指定するものと、港則法第22条に基づき危険物積載船舶に対して指定するものがあります。

1 根拠となる条文

港則法第22条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 指定の対象となる船舶

危険物を積載して、入港しようとする船舶（総トン数の規制なし）

3 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

4 申請の方法

書面又は電子申請Sea NACCSで申請して下さい。

5 使用する様式

様式は、第3号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

入港するまでに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

- (1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。
- (2) 東播磨港では、危険物積載船以外の船舶については錨地の指定は行っていません。
- (3) 港則法上の危険物は、別紙3のとおりです。
- (4) 停泊許容量は、以下のとおりですが、危険物専用岸壁においては、岸壁ごとに定めています。

区 分	停泊許容量				備 考
	保安港区域		危険物港区以外の場所		
危険物を開放された場所に積載している場合 危険物を積載してある船倉又は区画を開放する場合	係留施設	係船浮標又は錨地	係留施設	係船浮標又は錨地	当該開放された場所の危険物の付近又は同一船艙若しくは区画内で他の危険物の荷役を行うときは、荷役許容量に同じ。
	荷役許容量の2倍	無制限	荷役許容量の2倍	荷役許容量の2倍（C1岸壁の4倍）	
危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合	荷役許容量の5倍		荷役許容量の5倍	無制限	

保安区域は、港湾法第39条第1項第7号により、爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする港区として定められています。

- ・ 2種類以上の危険物を積載している場合又は開放された場所と開放しない場所に積載している場所の停泊許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの停泊許容量で除した商の和が1を超えない数量とする。

計算式

$$\frac{a}{A} + \frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \dots = 1$$

a、b、c・・・それぞれの危険物の積載量

A、B、C・・・それぞれの危険物の停泊許容量

(5) その他詳細は、様式3号様式裏面の注意書きを参考にして下さい。

東播磨港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 兵庫県加古川市別府町

海保丸船長 海保太郎 印

【共通項目】

船舶の名称	海保丸			信号符字又は船舶番号	J C 1 2 3 4 / 1 2 3 4 5 6	
船舶の国籍	日本	船舶の種類	タンカー	総トン数	699トン	
船舶の全長	70m	最大喫水	5m 00cm	重量トン数	699トン	
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運 海保太郎 兵庫県加古川市別府町			船長の氏名	海保太郎	
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）			こん包の数	正味重量	船内の積付位置□□
	入港時	硫酸 8 UN1830			200 K/T	IN BULK
	出港時	なし				

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的	揚荷役のため	停泊予定期間	4月 2日 12時 00分から
希望停泊場所	A-1		4月 2日 13時 00分まで
※指定錨地・停泊場所			

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月 日 時 分	移動理由	
停泊場所	移動前 移動後	移動後停泊予定期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所	高砂公共岸壁	荷役情報	荷役業者名	海保海運
停泊期間	4月 2日 14時 00分から 4月 2日 15時 00分まで		荷役期間	4月 2日 14時 10分から 4月 2日 14時 50分まで

(第3号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第22条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第7条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第7条第2項の規定による移動届
 - 同法第23条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 5 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 6 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 7 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 8 ※欄には記載しないこと。
- 9 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 10 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 11 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰する危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 12 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 13 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 14 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 15 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 16 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 17 申請書等は、1通提出すること。
- 18 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第6 危険物荷役許可申請書

港内において、船舶で危険物の荷役をするには港長の許可が必要となります。

1 根拠となる条文

港則法第23条第1項

船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 許可の対象となる船舶

危険物を貨物として荷役をしようとする船舶

3 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

4 申請の方法

書面又は電子申請Sea NACCSで申請して下さい。

5 使用する様式

様式は、第3号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

入港するまでに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 港則法上の危険物は、別紙3のとおりです。

(3) 一般岸壁の危険物接岸荷役許容量は、別紙4のとおりです。

(4) 危険物の品名は、商品名ではなく、告示に定められた品名を記入して下さい。

(5) 引火性液体類は、必ず引火点を記入して下さい。

(6) 数量は、個品の場合は容器包装の数、ばら積みの場合は容量を記載し、正味重量は容器包装の重量を差し引いた危険物そのものの重量をトン数で記載して下さい。

なお、火薬類のうち弾薬及び火工品については薬量が判明しているときは正味重量の下に()書きで薬量を記載して下さい。

(7) 危険物専用岸壁においては、あらかじめ承認されている最大荷役量の範囲内の荷役量で、定められた安全対策を遵守して荷役することになります。

(8) 2種類以上の危険物の荷役許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

既に危険物を積載している船舶が一部の危険物を荷卸しし、又は、他の危険物を積込む場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量(荷役する危険物の付近に開放された場所又は同一船倉若しくは区画内に積載してある危険物にあっては荷役許容量に同じ数量とする。)で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とする。

計算式

$$\left(\frac{a_1}{A_1} + \frac{a_2}{A_2} + \dots \right) + \left(\frac{b_1}{B_1} + \frac{b_2}{B_2} + \dots \right) \quad 1$$

$a_1 \cdot a_2 \dots$ 既に積載して荷役しない危険物の量

$A_1 \cdot A_2 \dots$ 既に積載して荷役しない危険物の停泊許容量

$b_1 \cdot b_2 \dots$ 荷役する危険物の量

$B_1 \cdot B_2 \dots$ 荷役する危険物の荷役許容量

(9) その他詳細は、様式 3 号様式裏面の注意書きを参考にして下さい。

東播磨港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 兵庫県加古川市別府町

海保丸船長 海保太郎 印

【共通項目】

船舶の名称	海保丸			信号符字又は船舶番号	J C 1 2 3 4 / 1 2 3 4 5 6	
船舶の国籍	日本	船舶の種類	タンカー	総トン数	699トン	
船舶の全長	70m	最大喫水	5m 00cm	重量トン数	699トン	
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所	海保海運 海保太郎 兵庫県加古川市別府町			船長の氏名	海保太郎	
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）			こん包の数	正味重量	船内の積付位置□□
	入港時	硫酸 8 UN1830			200 K/T	IN BULK
	出港時	なし				

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的	揚荷役のため	停泊予定期間	4月 2日 12時 00分から
希望停泊場所	A-1		4月 2日 13時 00分まで
※指定錨地・停泊場所			

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月 日 時 分	移動理由	
停泊場所	移動前 移動後	移動後停泊予定期間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所	高砂公共岸壁	荷役情報	荷役業者名	海保海運
停泊期間	4月 2日 14時 00分から 4月 2日 15時 00分まで		荷役期間	4月 2日 14時 10分から 4月 2日 14時 50分まで

(第3号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第22条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第7条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第7条第2項の規定による移動届
 - 同法第23条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 5 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 6 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 7 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 8 ※欄には記載しないこと。
- 9 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 10 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 11 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰する危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 12 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 13 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 14 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 15 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 16 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 17 申請書等は、1通提出すること。
- 18 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第7 危険物運搬許可申請書

港内において、船舶で危険物の運搬をするには港長の許可が必要となります。

1 根拠となる条文

港則法第23条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

2 許可の対象となる船舶

危険物を運搬しようとする船舶

3 申請者

船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員です。

4 申請の方法

書面又は電子申請Sea NACCSで申請して下さい。

5 使用する様式

様式は、第7号様式とし、1通提出して下さい。

6 提出する時期

入港するまでに、十分余裕をもって申請して下さい。

7 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 運搬とは、運搬の始発・終着の両地点がその特定港内又は境界附近にある場合をいいます。

(3) 運搬する危険物の積込み及び荷卸しに関する代理店が異なる場合は、それぞれの作業について、第3号様式による「危険物荷役許可申請」の手続きによっても差し支えありません。

(4) 申請書類作成及び荷役許容量などに関する留意事項は、前述の危険物荷役許可と同じです。

(5) その他詳細は、様式7号様式裏面の注意書きを参考にして下さい。

(記載例) 第7号様式

危険物運搬許可申請書

平成 年 4月 1日

東播磨港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 兵庫県加古川市別府町
海保丸船長 海保太郎 印

船舶の名称	海保丸			信号符字又は船舶番号	J C 1 2 3 4 1 2 3 4 5 6	
船舶の種類	タンカー	総トン数	699トン	重量トン数	699トン	
船舶の全長	70m	最大喫水	5m00cm	船長の氏名	海保太郎	
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所	海保海運 所長 海保太郎 兵庫県加古川市別府町					
危険物情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)			こん包の 数	正味重量	船内の 積付位置
	硫酸 8 UN1830				200K/T	IN BULK
運搬業者名	海保海運		荷役業者名	海保海運		
運搬期間 及び回数	自 4月 2日 12時00分		荷役 期間	積込	自 4月 2日 10時00分	
	至 4月 2日 12時30分			荷卸	至 4月 2日 11時00分	
運搬区間	場 所			岸壁又は錨地コード		
	自 別府1号岸壁			(DA00C)		
	至 別府2号岸壁			(DB00C)		
経路						

(第7号様式)

注意

- 1 申請者の所属、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 2 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 4 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 5 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 6 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 7 申請書等は、1通提出すること。
- 8 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第8 工事・作業許可申請書

特定港内又は特定港の境界附近において、工事・作業を実施するときには、事前に港長の許可が必要となります。

1 根拠となる条文

港則法第31条第1項

特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 申請者

工事又は作業の実施責任者

工事又は作業の実施について指揮監督する権限を有する方(通常は、元請業者の代表権を有する方で、発注者と契約行為を行った方)

必ずしも現場において安全管理・施工を管理監督する作業(現場)責任者と同一ではありません。

このほか、元請業者の代表権を有する方からの「委任状」により、港則法関係書類の一式について作成・申請の委任を受けた方とします。

3 申請の方法

書面で申請して下さい。

4 使用する様式

様式は、第9号様式とし、1通提出して下さい。

5 提出する時期

工事又は作業に着手する概ね1ヶ月前までに提出して下さい。

一般船舶に与える影響が大きいと考えられる場合は、標準審査より多くの審査期間を必要とする場合があるほか、実施について船舶関係者等に周知する必要があるので、事前に余裕をもって相談して下さい。

6 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 港の境界附近とは、工事、作業の行為が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響を及ぼす範囲をいいます。

(3) 概念的に、工事とは行為の行われた場所において将来的に工作物が残る等してその痕跡を残すもので、作業とは痕跡を残さないものです。

(4) 一般的に工事又は作業と呼ばれるものでも、船内における清掃作業等、その行為の及ぼす影響が当該船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸や荷役等、港内で通常行われる行為は除外されます。

(5) 定置網、のり養殖施設等の漁業に関する工作物を設置する場合も該当します。

(6) 潜水して作業する場合は、器具を用いると否とに関わらず、作業に該当します。

(7) 水面上における橋梁築造、岸壁補修、架線設置及び施工に伴い、陸上から海面上に構

造物が張り出す場合等は、工事又は作業に該当することがあります。

- (8) 申請書類が分厚くなる場合は、目次を作成し書類にページ数を入れ、添付された図面、表等には、図1、図2、表1、表2等と付し、本文に記載された内容が分かりやすいようにして下さい。
- (9) 浚渫、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与えたり、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための調査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出して下さい。
- なお、過去に磁気探査を実施して、その後、土砂等の堆積がない場合は、磁気探査を省略出来ることもありますので、事前に当時の実施結果を提出して下さい。
- (10) 水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共水面から除去された土砂(汚泥を含む。))を海底に排出しようとする場合は、事前にその水底土砂について、海洋汚染の防止等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する検定方法により検定し、その分析表を許可書に添付して下さい。

7 記入要領

(1) 目的及び種類

発注者と契約した工事名称をそのまま記載せず、工事作業の目的及び実際に行う工事作業の種類を簡潔に記載して下さい。

例 東播磨港 岸壁前面海域の水深を mに維持するための浚渫
目的 岸壁付近の静穏度を高めるために 防波堤を築造する
種類 防波堤築造の第1期工事として床掘りを施工するもの

(2) 期間及び時間

実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を記載して下さい。

工事作業の期間は、一般船舶等への影響を少なくするため、できる限り短い期間として下さい。

概ね1ヶ月以上にわたり形態の異なる複数の工事作業を行うときは、各工事作業の種類及び期間について記載した工程表を添付して下さい。

例 平成 年 月 日から平成 年 月 日
毎日午前 時から午後 時まで
予備日 平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) 区域又は場所

区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲として下さい。

区域を表す場合は、できる限り海図に表示されている灯台等の著名物標からの方位、距離で記入して下さい。

区域を記載した図面を添付して下さい。

工事船を船固めするアンカーワイヤーの展張範囲、工事作業現場での作業船の稼働

範囲など、工事作業現場においてしようする区域について記載して下さい。

形状の変化をともなう工事を行うときは、形状が変化する区域及び施工にともなう区域を区分して記載して下さい。

例 東播磨港 灯台から真方位 度 メートルを中心とする半径 メートルの円内海面

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

イ 東播磨港 灯台から真方位 度 メートルの地点

ロ イ地点から 度 メートルの地点

ハ ロ地点から 度 メートルの地点

ニ ハ地点から 度 メートルの地点

(4) 方法

方法及び手段は、施工順序に従って関係図面を用いる等して、簡潔明瞭に記入して下さい。

付近の可航幅(実施する海域を船舶が航行できる幅員)を著しく狭くする工事作業については、図面等に可航幅を明瞭に記載して下さい。

(5) その他

その他の項目には、許可を受けようとする工事、作業の安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記載して下さい。

事故防止措置(安全対策)は次のような事項を記載して下さい。

- ・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
- ・標識の設置
- ・警戒船の配備
- ・荒天時等の中止基準
- ・緊急時の連絡体制
- ・関係先との調整及び周知状況
- ・作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難先

種類、規模等によりそれぞれ異なりますが、次の記載例を参考にして下さい

- 例 1 本工事の現場責任者を と定め、工事全般の安全管理に対して監督します。
連絡先 昼間 夜間
- 2 施工に当たり、等からなる安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討を行います。
 - 3 関係作業員には、現場責任者が事故防止措置等について指導徹底します。
 - 4 作業船には、海上衝突予防法に規定する の標識を掲げます。(操縦性能制限船の標識等)
 - 5 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定める A 旗を掲げます。

- 6 警戒船を 海域と 海域に配備し、作業区域に接近する船舶等がわかる様な方法（赤旗、相手船に聞こえるような拡声器等）により注意喚起する等し、事故防止に努めます。
- 7 作業区域、アンカーブイを明示するため、 図とおり灯浮標（型式 、塗色 色、 閃光毎 秒、光達距離 k m、灯高 m）を 基設置します。
- 8 気象の変化に留意し、気象庁が気象警報等を発令した場合は作業を中止して避難します。
中止基準 風速 m / 秒以上、波高 m以上、視界 k m以下
（潜水作業時）風速 m / 秒以上、波高 m以上、視界 k m以下、潮流 ノット以上
- 9 緊急時、事故発生時は、緊急連絡系統図により港長等に通報します。
- 10 作業船と警戒船の連絡方法はトランシーバー、潜水土船と潜水土の連絡方法は水中電話とします。
- 11 工事作業の実施について、付近通航船舶、利用者等に説明した結果、通航に支障ないと調整済みです。
- 12 施工区域内で係留中の船舶については、施工前に移動することで調整済みです。
- 13 海洋汚染防止措置として、養生シートを設置します。

(~~工事・作業又は行事~~) 許可申請書

平成 年 4月 1日

東播磨港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 代表取締役社長
海保 太郎 印

1 目的及び種類

東播磨港別府公共岸壁前面海域の水深を 5 mに維持するための浚渫

2 期間及び時間

平成26年5月1日から平成26年5月20日までの間

(日出～日没までの間)

予備日(平成26年5月21日から平成26年5月31日までの間)

3 区域又は場所

東播磨港別府公共岸壁前面海域

(P ~ P 記載のとおり)

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

P ~ P 記載のとおり

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

P ~ P 記載のとおり

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 申請書は、1通提出すること。
- 5 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第9 行事許可申請書

特定港内において、行事を実施する時には、事前に港長の許可が必要となります。

1 根拠となる条文

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 申請者

実施責任者（行事の実施について全般の指揮監督する権限を有する者）

3 申請の方法

書面で申請して下さい。

4 使用する様式

様式は、第9号様式とし、1通提出して下さい。

5 提出する時期

行事を実施する概ね1ヶ月前までに提出して下さい。

一般船舶に与える影響が大きいと考えられる場合は、標準審査より多くの審査期間を必要とする場合があるので、余裕をもって事前に相談して下さい。

6 留意事項

(1) 提出部数は1通ですが、控えが必要な場合は2通用意して下さい。

(2) 行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、海上花火大会等で一般的には一定の計画の下、統一された意思に従って複数の船舶等が参加して行われる社会的な活動をいいます。

(3) 参加する船艇が少数であっても水域を占用（ブイ等の設置を含む。）したり、船隊を組む等して港域内を通常の航行形態と異なった形で航行する場合は行事に該当します。

7 記入要領

(1) 目的及び種類

港内で行われる行事の目的及び行事の種類について簡潔に記載して下さい。

例 海洋汚染防止思想普及のための海上パレード

油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練

帆走技術向上のためのヨットレース大会

(2) 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日、時刻を正確に記載して下さい。

行事開催前の準備作業及び終了後の後片付け等も含めて海面を使用する時間を記載して下さい。

例 平成 年 月 日から平成 年 月 日

毎日午前 時から午後 時まで

予備日 平成 年 月 日から平成 年 月 日

(3) 区域又は場所

区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため、通航船舶の多い航路筋や港の出入口などをできる限り避けるとともに、必要最小限の範囲として下さい。区域を表す場合は、できる限り海図に表示されている灯台等の著名物標からの方位、距離で記入して下さい。

区域を記載した図面を添付して下さい。

例 東播磨港 灯台から真方位 度 メートルを中心とする半径 メートルの円内海面

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

イ 東播磨港 灯台から真方位 度 メートルの地点

ロ イ地点から 度 メートルの地点

ハ ロ地点から 度 メートルの地点

ニ ハ地点から 度 メートルの地点

(4) 方法

行事の方法を順追って具体的に記載して下さい。

行事の参加人数、船隊の編成状況、参加船等を使用する場合はその旨記載して下さい。

(5) その他

その他の項目には、許可を受けようとする行事の安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記載して下さい。

事故防止措置（安全対策）は次のような事項を記載して下さい。

- ・現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
- ・標識の設置
- ・警戒船の配備
- ・荒天時等の中止基準
- ・緊急時の連絡体制
- ・関係先との調整及び周知状況

種類、規模等によりそれぞれ異なりますが、次の記載例を参考にして下さい

- 例1 本行事の現場責任者を と定め、行事全般の安全管理に対して監督します。
連絡先 昼間
- 2 実施に当たり、 等からなる安全連絡会議を設け、行事の調整、安全対策の検討を行います。
 - 3 関係者には、現場責任者が事故防止措置等について指導徹底します。
 - 4 警戒船を 海域と 海域に配備し、作業区域に接近する船舶等がわかる様な方法（赤旗、相手船に聞こえるような拡声器等）により注意喚起する等し、事故防止に努めます。

- 5 区域を明示するため、 図とおり灯浮標（型式 〃、塗色 〃色、 閃光毎秒、光達距離 〃 km、灯高 〃 m）を 〃基設置します。
- 6 気象の変化に留意し、気象庁が気象警報等を発令した場合は作業を中止して避難します。
中止基準 風速 〃 m / 秒以上、波高 〃 m以上、視界 〃 km以下
- 7 緊急時、事故発生時は、緊急連絡系統図により港長等に通報します。
- 8 指揮船と警戒船の連絡方法はトランシーバーとします。

(~~工事・作業又は行事~~) 許可申請書

平成 年 4月 1日

東播磨港長 殿

申請者所属・氏名 海保海運 代表取締役社長
海保 太郎 印

1 目的及び種類

東播磨港オイルフェンス展張訓練

2 期間及び時間

平成26年5月1日

(日出～日没までの間)

予備日(平成26年5月2日)

3 区域又は場所

東播磨港別府公共岸壁前面海域

(P～P 記載のとおり)

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

P～P 記載のとおり

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

P～P 記載のとおり

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請者の氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。
- 4 申請書は、1通提出すること。
- 5 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

B区分

岸壁コード	岸壁名称
BB03C	播磨公共岸壁
BB05C	住友金属鉱山岸壁
BB07C	多木化学物揚場
BB08C	別府川公共物揚場
BB10C	別府公共物揚場(砂揚場)
BB26C	別府一文字公共岸壁
BE20C	タクマ物揚場
BE21C	播磨耐火れんが物揚場
BE22C	キッコーマン物揚場
BE23C	伊保公共物揚場
BE24C	伊保公共岸壁
BE25C	旭硝子棧橋
BF01C	二見物揚場(東二見漁港)
BT11C	大崎商店岸壁
BT12C	菱化吉野石こう棧橋
BT13C	丸五(株)高砂岸壁
BT14C	南材木町係留岸壁
BT15C	播磨化成(株)高砂岸壁
BT16C	高砂漁港物揚場(漁協前)
BT17C	高砂公共物揚場
BT18C	高砂公共岸壁
BT19C	高砂西港公共岸壁
BT20C	三菱重工高砂岸壁

C区分

岸壁コード	岸壁名称
CB01C	播磨公共岸壁(新島北側 1)
CB02C	播磨公共岸壁(新島南側 2)
CB03C	県経済連岸壁 1
CB04C	きしろ発動機岸壁
CB05C	川鉄々構岸壁
CB06C	丸誠工業岸壁
CB07C	山村硝子岸壁
CB08C	東亜外業岸壁
CB09C	神鋼加古川東岸壁(内航用) 1
CB10C	神鋼加古川東岸壁(外航用) 2
CB11C	神鋼加古川南岸壁
CB12C	神鋼加古川西岸壁(外航用) 1
CB13C	神鋼加古川西岸壁(内航用) 1
CB19C	神鋼加古川東岸壁(内航用) 2
CB20C	神鋼加古川東岸壁(外航用) 2
CB22C	神鋼加古川西岸壁(外航用) 2
CB23C	旭硝子岸壁
CB32C	神鋼加古川西岸壁(外航用) 3
CB33C	神鋼加古川西岸壁(内航用) 2
CB34C	神鋼加古川西岸壁(外航用)
CB35C	神鋼加古川東岸壁(外航用)
CB50C	神戸製鋼南栈橋
CB51C	播磨公共岸壁(新島北側) 2
CB52C	播磨公共岸壁(新島南側) 2
CB53C	県経済連岸壁 2
CE14C	電源開発岸壁(石炭)
CE15C	電源開発栈橋(クリンカ)
CH17C	プロクターアンドギャンプルファーイーストインク明石工場岸壁
CH18C	川崎重工岸壁 1
CH19C	三菱重工二見岸壁
CH20C	東新島(二見)公共岸壁
CH21C	川崎重工岸壁 2
CH22C	川崎重工岸壁 3
CH23C	二見公共物揚場(-4.0m)
CS16C	曽根公共岸壁
CS17C	曽根公共物揚場
CS24C	中谷建材天川工場
CT22C	神鋼高砂物揚場

D区分

岸壁コード	岸壁名称
DB02C	住友精化株式会社製造所二号栈橋
DB03C	住友精化株式会社製造所三号栈橋
DB04C	住友精化株式会社製造所硫酸栈橋
DB05C	多木化学 本社工場岸壁(1)
DB06C	多木化学 本社工場 第2岸壁
DB07C	多木化学 本社工場 第3岸壁
DB08C	関西熱化学 加古川工場化成品積出栈橋
DB09C	関西熱化学 加古川工場化成品積出岸壁
DB10C	神鋼加古川LPG専用栈橋
DB11C	神鋼加古川S-3 LPG出荷岸壁
DB12C	オーミケンシ専用岸壁
DE22C	新日本油化株式会社第1栈橋
DE23C	新日本油化株式会社第2栈橋
DT13C	MMS高砂油槽所専用岸壁
DT14C	マツバ産業専用岸壁
DT15C	武田薬品工業 高砂工場専用栈橋
DT16C	鐘淵化学工業 高砂工業所東栈橋
DT17C	鐘淵化学工業 高砂工業所東岸壁1バース
DT18C	鐘淵化学工業 高砂工業所東岸壁2バース
DT19C	鐘淵化学工業 高砂工業所東岸壁3バース
DT20C	鐘淵化学工業 高砂工業所西南栈橋
DT31C	鐘淵化学工業 高砂工業所西北栈橋

停泊場所(びょう地)一覧

(高砂沖びょう地)

名称 番号	位置
A - 1 HT01A	東播磨港高砂西防波堤灯台から 真方位300度1200メートル を中心とする半径150メートルの円内
A - 2 HT02A	同上 真方位290度900メートル 同上
A - 3 HT03A	同上 真方位275度650メートル 同上
A - 4 HT04A	同上 真方位250度500メートル 同上
B - 1 HT05A	東播磨港高砂西港西防波堤灯台から 真方位280度1150メートル を中心とする半径150メートルの円内
B - 2 HT06A	同上 真方位270度800メートル 同上
B - 3 HT07A	同上 真方位250度550メートル 同上
B - 4 HT08A	同上 真方位270度1400メートル 同上
C - 1 HI01A	東播磨港伊保灯台から 真方位260度900メートル を中心とする半径150メートルの円内
C - 2 HI02A	同上 真方位235度600メートル 同上
C - 3 HI03A	同上 真方位245度1150メートル 同上

(高砂沖予備びょう地)

名称 番号	位置
予 2 HI05A	東播磨港伊保東防波堤灯台から 175度600メートル 同上
予 3 HI06A	東播磨港伊保灯台から 225度1100メートル 同上

(その他)

名称 番号	位置
HB31A	東播磨港別府東防波堤灯台から 真方位31度950メートル
HB33A	同上 真方位33度760メートル
HB36A	同上 真方位36度570メートル

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)による危険物一覧表

種類	類別	危険物コード	品名
爆発物	火薬類	等級1.1 1.2 1.5	危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「危規則」という。)第2条第1号イに掲げるもの
		等級1.3 1.4 1.6	
	酸化性物質類	有機過酸化物	
		UN3101	
その他の危険物	高圧ガス	UN3102	有機過酸化物B(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
		UN3111	有機過酸化物B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
		UN3112	有機過酸化物B(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
		MS7299	その他の溶解ガス(引火性のもの)
		UN1001	アセチレン(溶解)
		UN1010	ブタジエン(安定剤入りのものに限る。)又はブタジエンと炭化水素の混合物(安定剤入りのものであって、ブタジエンの濃度が40%を超えるものに限る。)
		UN1011	ブタン
		UN1012	ブチレン[ブテン]
		UN1027	シクロプロパン
		UN1030	1,1-ジフルオロエタン[フッ化エチレン][フッ化エチリデン][ニフッ化エチリデン][冷媒用ガスR152a]
		UN1032	ジメチルアミン(無水物)
		UN1033	ジメチルエーテル[メチルエーテル]
		UN1035	エタン
		UN1036	エチルアミン(無水物又は濃度が70質量%を超える水溶液に限る。) [アミノエタン][モノエチルアミン]
		UN1037	塩化エチル[クロロエタン]
		UN1038	エチレン(深冷液化されているもの)
		UN1039	エチルメチルエーテル[メチルエーテル]
		UN1041	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のものに限る。)
		UN1049	水素(圧縮されているもの)
		UN1055	イソブチレン[イソブテン]
		UN1057	喫煙用ガスライター又は詰め替え用容器(液化石油ガス(詰め替え用容器にあっては、65g以下の液化石油ガス)を充てんしているもの)
		UN1060	メチルアセチレンとプロパジエンの混合物(安定剤入りのもの)
		UN1061	メチルアミン(無水物)[アミノメタン][モノメチルアミン]
		UN1063	塩化メチル[クロロメタン][冷媒用ガスR40]
		UN1075	その他の液化石油ガス
		UN1077	プロピレン[プロペン]
		UN1081	四フッ化エチレン(安定剤入りのもの)
		UN1083	トリメチルアミン(無水物)
		UN1085	臭化ビニル(安定剤入りのもの)
		UN1086	塩化ビニル(安定剤入りのもの)
		UN1087	メチルビニルエーテル(安定剤入りのもの)
		UN1860	フッ化ビニル(安定剤入りのもの)
		UN1912	塩化メチルと塩化メチレンの混合物(引火性のもの)
		UN1950	エアゾール(容積が1Lを超え、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN1950	エアゾール(容積が1L以下で、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN1954	その他の圧縮ガス(引火性のもの)
		UN1957	重水素(圧縮されているもの)[ジウテリウム]
		UN1959	1,1-ジフルオロエチレン[フッ化ビニリデン][冷媒用ガスR1132a]
		UN1961	エタン(深冷液化されているもの)
		UN1962	エチレン
		UN1964	炭化水素ガス混合物(圧縮されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1965	炭化水素ガス混合物(液化されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1966	水素(深冷液化されているもの)
		UN1969	イソブタン
		UN1971	メタン又は天然ガス(圧縮されているもの)(高濃度のメタンを含有するもの)
		UN1972	メタン又は天然ガス(深冷液化されているもの)(高濃度のメタンを含有するもの)
		UN1978	プロパン
		UN2034	水素とメタンの混合物
		UN2035	1,1-トリフルオロエタン[冷媒用ガスR143a]
		UN2037	小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
		UN2044	2,2-ジメチルプロパン[ネオペンタン]
		UN2200	プロパジエン(安定剤入りのもの)
		UN2203	シラン[ケイ化水素又は四水素化ケイ素]
		UN2419	プロモトリフルオロエチレン
UN2452	エチルアセチレン(安定剤入りのもの)[1-ブテン]		
UN2453	フルオロエタン[フッ化エチル][冷媒用ガスR161]		
UN2454	フッ化メチル[フルオロメタン][冷媒用ガスR41]		
UN2517	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン[ジフルオロモノクロロエタン][冷媒用ガスR142b]		
UN2601	シクロブタン[テトラメチレン]		
UN3138	エチレン、アセチレン及びプロピレンの混合物(深冷液化されているものに限る。)(エチレンの含有率が71.5質量%以上であって、アセチレンが22.5質量%以下、プロピレンが6質量%以下のものに限る。)		
UN3150	小型装置(炭化水素ガスで作動するもの)又は小型装置用炭化水素充てん物		
UN3153	トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロメチルビニルエーテル][トリフルオロメチルトリフルオロエチレン]		
UN3154	ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロエチルビニルエーテル][ペンタフルオロエトキシトリフルオロエチレン]		
UN3161	その他の液化ガス(引火性のもの)		
UN3167	ガス見本(引火性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)		
UN3252	ジフルオロメタン[冷媒用ガスR32]		
UN3312	その他の液化ガス(引火性のもの)(深冷液化されているもの)		
UN3354	殺虫ガス類(引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3374	アセチレン(溶解を含まないもの)		
UN3468	水素吸蔵合金又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素が貯蔵されているものに限る。)		
UN3478	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(引火性の液化されたガスが充てんされているものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3479	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素化金属を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3501	その他の加圧された化学薬品(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3504	その他の加圧された化学薬品(引火性かつ毒性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3505	その他の加圧された化学薬品(引火性かつ腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		

種類	類別	危険物コード	品名		
その他の危険物	高圧ガス	非引火性非毒性 高圧ガス	MS7399 その他の溶解ガス(非引火性かつ非毒性のもの)		
			UN1002 空気(圧縮されているもの)(酸素の濃度が23.5%以下の空気に限る。)		
			UN1003 空気(深冷液化されているもの)		
			UN1006 アルゴン(圧縮されているもの)		
			UN1009 フロモトリフルオロメタン[冷媒用ガスR13B1]		
			UN1013 炭酸ガス(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)[二酸化炭素][無水炭酸]		
			UN1018 クロロジフルオロメタン[モノクロロジフルオロメタン][冷媒用ガスR22]		
			UN1020 クロロペンタフルオロエタン[モノクロロペンタフルオロエタン][冷媒用ガスR115]		
			UN1021 1-クロロ-1,2,2-テトラフルオロエタン[モノクロロテトラフルオロエタン][冷媒用ガスR124]		
			UN1022 クロロトリフルオロメタン[モノクロロトリフルオロメタン][冷媒用ガスR13]		
			UN1028 ジクロロジフルオロメタン[冷媒用ガスR12]		
			UN1029 ジクロロフルオロメタン[ジクロロモノフルオロメタン][冷媒用ガスR21]		
			UN1043 液体肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カルシウム、尿素及びこれらの混合物の水溶液)(遊離アンモニアの含有率が35質量%を超えるものに限る。)		
			UN1046 ヘリウム(圧縮されているもの)		
			UN1056 クリプトン(圧縮されているもの)		
			UN1058 非引火性液化ガス(窒素、炭酸ガス又は空気と共に充てんされているもの)		
			UN1065 ネオン(圧縮されているもの)		
			UN1066 窒素(圧縮されているもの)		
			UN1070 亜酸化窒素[一酸化二窒素]		
			UN1072 酸素(圧縮されているもの)		
			UN1073 酸素(深冷液化されているもの)		
			UN1078 冷凍用ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
			UN1080 六フッ化硫黄		
			UN1858 ヘキサフルオロプロピレン[冷媒用ガスR1216]		
			UN1913 ネオン(深冷液化されているもの)		
			UN1950 エアゾール(容積が1Lを超え、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
			UN1950 エアゾール(容積が1L以下で、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
			UN1951 アルゴン(深冷液化されているもの)		
			UN1952 酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が9質量%以下のものに限る。)		
			UN1956 その他の圧縮ガス(他の危険性を有しないもの)		
			UN1958 1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン[1,1,2,2-テトラフルオロ-1,2-ジクロロエタン][冷媒用ガスR114]		
			UN1963 ヘリウム(深冷液化されているもの)		
			UN1968 殺虫ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
			UN1970 クリプトン(深冷液化されているもの)		
			UN1973 クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物(クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの)[モノクロロジフルオロメタンとモノクロロペンタフルオロエタンの混合物、冷媒用ガスR502]		
			UN1974 クロロジフルオロプロモメタン[モノクロロジフルオロプロモメタン][冷媒用ガスR12B1]		
			UN1976 オクタフルオロシクロブタン[冷媒用ガスRC318]		
			UN1977 窒素(深冷液化されているもの)		
			UN1982 テトラフルオロメタン[冷媒用ガスR14]		
			UN1983 1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン[冷媒用ガスR133a]		
			UN1984 トリフルオロメタン[冷媒用ガスR23]		
			UN2036 キセノン		
			UN2037 小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)		
			UN2073 液体アンモニア(15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が35質量%を超え50質量%以下の水溶液)		
			UN2187 炭酸ガス(深冷液化されているもの)[二酸化炭素又は無水炭酸]		
			UN2193 ヘキサフルオロエタン[冷媒用ガスR116]		
			UN2201 亜酸化窒素(深冷液化されているもの)[一酸化二窒素]		
			UN2422 オクタフルオロ-2-ブテン[パーフルオロ-2-ブテン又は冷媒用ガスR1318]		
			UN2424 オクタフルオロプロパン[パーフルオロプロパン又は冷媒用ガスR218]		
			UN2451 三フッ化窒素		
			UN2591 キセノン(深冷液化されているもの)		
			UN2599 クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物(クロロトリフルオロメタンの含有率が約60質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR503]		
			UN2602 ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物(ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR500]		
			UN3070 酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物(酸化エチレンの含有率が12.5質量%以下のものに限る。)		
			UN3136 トリフルオロメタン(深冷液化されているもの)		
			UN3156 その他の圧縮ガス(酸化性のもの)		
			UN3157 その他の液化ガス(酸化性のもの)		
			UN3158 その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)(深冷液化されているもの)		
			UN3159 1,1,1,2-テトラフルオロエタン[冷媒用ガスR134a]		
			UN3163 その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)		
			UN3164 物品(加圧されたもの)(空気圧又は水圧により加圧された非引火性かつ非毒性のガスを含有するものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)		
			UN3220 ペンタフルオロエタン[冷媒用ガスR125]		
			UN3296 ヘプタフルオロプロパン[冷媒用ガスR227]		
			UN3297 酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下のものに限る。)		
			UN3298 酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下のものに限る。)		
			UN3299 酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下のものに限る。)		
			UN3311 その他の液化ガス(酸化性のもの)(深冷液化されているもの)		
			UN3337 冷媒用ガスR404A[ペンタフルオロエタン(約44%)、1,1,1-トリフルオロエタン(約52%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
			UN3338 冷媒用ガスR407A[ジフルオロメタン(約20%)、ペンタフルオロエタン(約40%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
			UN3339 冷媒用ガスR407B[ジフルオロメタン(約10%)、ペンタフルオロエタン(約70%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
			UN3340 冷媒用ガスR407C[ジフルオロメタン(約23%)、ペンタフルオロエタン(約25%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
			UN3500 その他の加圧された化学薬品(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
			UN3502 その他の加圧された化学薬品(毒性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
			UN3503 その他の加圧された化学薬品(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
			毒性高圧ガス	MS7499 その他の溶解ガス(非引火性かつ毒性のもの)	UN1005 液体アンモニア
					UN1008 三フッ化ホウ素
					UN1016 一酸化炭素(圧縮されているもの)

種類	類別	危険物コード	品名	
その他の危険物	高圧ガス	毒性高圧ガス	UN1017 塩素	
			UN1023 石炭ガス(圧縮されているもの)	
			UN1026 ジシアン[シアン][シアンゲン][ジシアンゲン]	
			UN1040 酸化エチレン又は酸化エチレンと窒素の混合物(50℃における全圧が1MPa以下のもの)[オキシラン若しくは1,2-エポキシエタン又はオキシランと窒素の混合物若しくは1,2-エポキシエタンと窒素の混合物]	
			UN1045 フッ素(圧縮されているもの)	
			UN1048 臭化水素(無水物)	
			UN1050 塩化水素(無水物)	
			UN1053 硫化水素	
			UN1062 臭化メチル(クロロピクリン2%を超えないもの)[プロモメタン]	
			UN1064 メチルメルカプタン[メタンチオール]	
			UN1067 二酸化窒素[四酸化二窒素又は過酸化窒素]	
			UN1069 塩化ニトロシル	
			UN1071 オイルガス(圧縮されているもの)	
			UN1076 ホスゲン[塩化カルボニル]	
			UN1079 二酸化硫黄[亜硫酸ガス又は無水亜硫酸]	
			UN1082 クロロトリフルオロエチレン(安定剤入りのもの)[トリフルオロモノクロロエチレン]	
			UN1581 クロロピクリンと臭化メチルの混合物(クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの)	
			UN1582 クロロピクリンと塩化メチルの混合物	
			UN1589 塩化シアン(安定剤入りのもの)[クロロシアン][シアン化塩素]	
			UN1612 四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物	
			UN1660 一酸化窒素(圧縮されているもの)	
			UN1741 三塩化ホウ素	
			UN1749 三フッ化塩素	
			UN1859 テトラフルオロモノシラン[四フッ化ケイ素]	
			UN1911 ジボラン	
			UN1953 その他の圧縮ガス(毒性かつ引火性のもの)	
			UN1955 その他の圧縮ガス(毒性のもの)	
			UN1967 殺虫ガス類(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN1975 一酸化窒素と二酸化窒素の混合物[一酸化窒素と四酸化二窒素の混合物]	
			UN2037 小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。)	
			UN2188 アルシン[水素化ヒ素又はヒ化水素]	
			UN2189 ジクロロシラン	
			UN2190 ニフッ化酸素(圧縮されているもの)[フッ化酸素又は一酸化フッ素]	
			UN2191 フッ化スルフルル[オキシフッ化硫黄]	
			UN2192 ゲルマン[水素化ゲルマニウム]	
UN2194 六フッ化セレン				
UN2195 六フッ化テルル				
UN2196 六フッ化タングステン				
UN2197 ヨウ化水素(無水物)				
UN2198 五フッ化リン				
UN2199 ホスフィン[リン化水素]				
UN2202 水素化セレン(無水物)[セレン化水素又は無水セレン酸]				
UN2204 塩化カルボニル[オキシ硫化炭素]				
UN2417 フッ化カルボニル[オキシフッ化炭素又はフッ化フルオロホルミル]				
UN2418 四フッ化硫黄				
UN2420 ヘキサフルオロアセトン[六フッ化-2-プロパノン]				
UN2421 三酸化二窒素[ナイトロジェンセスキオキサイド]				
UN2534 メチルクロロシラン				
UN2548 五フッ化塩素				
UN2676 ステピン[水素化アンチモン、三水素化アンチモン又はアンチモン化水素]				
UN2901 塩化臭素[臭化塩素]				
UN3057 トリフルオロアセチルクロライド[パーフルオロアセチルクロライド]				
UN3083 パークロリルフルオライド				
UN3160 その他の液化ガス(毒性かつ引火性のもの)				
UN3162 その他の液化ガス(毒性のもの)				
UN3168 ガス見本(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)				
UN3169 ガス見本(毒性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)				
UN3300 酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるものに限る。)				
UN3303 その他の圧縮ガス(毒性かつ酸化性のもの)				
UN3304 その他の圧縮ガス(毒性かつ腐食性のもの)				
UN3305 その他の圧縮ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)				
UN3306 その他の圧縮ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)				
UN3307 その他の液化ガス(毒性かつ酸化性のもの)				
UN3308 その他の液化ガス(毒性かつ腐食性のもの)				
UN3309 その他の液化ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)				
UN3310 その他の液化ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)				
UN3318 アンモニア水溶液(15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50質量%を超える水溶液)				
UN3355 殺虫ガス類(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
引火性液体類	容器等級Ⅰ	容器等級Ⅱ	UN3355 危険規則第2条第1号ハに掲げるもの	
			UN3355 危険規則第2条第1号ハに掲げるもの	
			MS8107 ジクロロプロパン及びジクロロプロベンの混合物	
			MS8111 1,1-ジクロロプロパン	
			MS8003 1,3-ペンタジエン	
			MS8113 メタクリル樹脂(1,2-ジクロロエタン溶液)	
			MS8114 アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。)(芳香族溶媒溶液)	
			MS8115 ターシャリーベンチルメチルエーテル	
			MS8116 エチルターシャリーブチルエーテル	
			MS8117 N-エチルメチルアリルアミン	
			MS8118 メチルブチノール(2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブテンを除く。)	
			MS8119 1,3-ペンタジエン(濃度が50質量%を超えるものに限る。)、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	
			MS8120 ナトリウムメトキシド(濃度が21質量%以上30質量%以下のメチルアルコール溶液に限る。)	
			MS8121 ターシャリーベンチルエチルエーテル	
	UN3355 危険規則第2条第1号ハに掲げるもの			
	容器等級Ⅲ	容器等級Ⅲ	容器等級Ⅲ	MS8206 エチリデンノルボルネン
				MS8207 N-エチルシクロヘキシルアミン
				MS8209 クロロヒドリン(粗製のものに限る。)
				MS8211 ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロプロパンの濃度が60質量%のものに限る。)
				MS8212 メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイソシルの混合物(引火点が摂氏六十度以下のもの)
				MS8213 エチレンジグリコールモノアルキルエーテル
				MS8214 コールタール

種類	類別	危険物コード	品名		
その他の危険物	引火性液体類 容器等級Ⅲ	MS8215	シクロヘキサノン及びシクロヘキサノールの混合物		
		MS8216	3,4-ジクロロ-1-ブテン		
		MS8217	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロエタンの濃度が80質量%のものに限る。)		
		MS8218	2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブテン		
		MS8219	イソアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)&及びシクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)&並びにその混合物		
		MS8220	アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。)&の芳香族溶媒溶液		
		MS8221	ドデカン		
		MS8222	3-メトキシ-1-ブタノール		
		MS8223	メチルブテノール		
		MS8224	メチルブチルケトン		
		MS8225	ミルセン		
		MS8226	アルキル(アルキル基の炭素数が12から14までのものに限る。)&アミン燐酸エステル		
		MS8227	ポリシロキサン		
		MS8228	プロピレングリコールメチルエーテルアセテート		
		MS8229	プロピレングリコールモノアルキルエーテル		
		MS8230	スルフォン化ポリアクリレート(水溶液)		
		MS8231	オクタメチルシクロテトラシロキサン		
			容器等級一	UN3473	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(引火性を有する液体を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		可燃性物質類	可燃性物質	MS8303	コールタールピッチ(溶融状のものに限る。)
				MS8304	メチルナフタレン(溶融状のもの)
				UN1309	アルミニウム粉末(表面が被覆されているもの)
				UN1310	ピクリン酸アンモニウム(10質量%以上の水で湿性としたもの)
				UN1320	ジニトロフェノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)
UN1321	ジニトロフェレート類(15質量%以上の水で湿性としたもの)[ジニトロフェネート類]				
UN1322	ジニトロソルシノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1323	フェロセリウム(鉄の含有率が10質量%以上のもので安定化したものを除く。)				
UN1325	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)				
UN1326	ハフニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)				
UN1333	ミッシュメタル(厚板状、インゴット状又は棒状のもの)				
UN1336	ニトログアニジン(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1337	硝酸でん粉(20質量%以上の水で湿性としたもの)[ニトロスターチ]				
UN1339	七硫化リン(黄リンを含有しないもの)				
UN1341	三硫化四リン(黄リンを含有しないもの)[セスキ硫化リン]				
UN1343	三硫化リン(黄リンを含有しないもの)				
UN1344	ピクリン酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)[トリニトロフェノール]				
UN1345	ゴムくず(粉末又は粒状のもの)(粒度が840ミクロン以下のもので、ゴムの含有率が45質量%を超えるもの)(十分に加硫された硬質のものを除く。)				
UN1347	ピクリン酸銀(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1348	ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩(15質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1349	ピクミン酸ナトリウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1352	チタン粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)				
UN1354	トリニトロベンゼン(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1355	トリニトロ安息香酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1356	トリニトロトルエン(30質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1357	硝酸尿素(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1358	ジルコニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)				
UN1437	水素化ジルコニウム				
UN1517	ピクラミン酸ジルコニウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1571	アジ化バリウム(50質量%以上の水で湿性としたもの)				
UN1868	デカボラン				
UN1871	水素化チタン				
UN2304	ナフタレン(溶融状のもの)				
UN2448	硫黄(溶融状のもの)				
UN2555	ニトロセルロース(25質量%以上の水で湿性としたもの)[硝酸セルロース、硝化綿、又はコロジオン綿]				
UN2556	ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下であつて、アルコールの含有率が25質量%以上のものに限る。)[硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]				
UN2557	ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下のもの)(可塑剤及び顔料との混合物を含む。)[硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]				
UN2852	硫化ジピクリル(10質量%以上の水で湿性としたもの)[硫化ヘキサニトロジフェニル]				
UN2907	二硝酸イソソルビド混合物(ラクトース、マンノース、スターチ又はリン酸水素カルシウムの含有率が60質量%以上のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)				
UN2925	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)				
UN2926	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)				
UN2989	ホスホン酸水素鉛(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)[第二亜リン酸鉛]				
UN3089	金属粉末(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3097	その他の可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)				
UN3175	固体(引火性を有する液体を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3176	その他の可燃性物質(有機物)(溶融状のもの)				
UN3178	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)				
UN3179	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(毒性のもの)				
UN3180	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(腐食性のもの)				
UN3181	有機化合物の金属塩類(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3182	水素化金属(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
UN3221	自己反応性物質B(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3222	自己反応性物質B(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3223	自己反応性物質C(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3224	自己反応性物質C(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3225	自己反応性物質D(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3226	自己反応性物質D(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3227	自己反応性物質E(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3228	自己反応性物質E(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3229	自己反応性物質F(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3230	自己反応性物質F(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3231	自己反応性物質B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3232	自己反応性物質B(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				
UN3233	自己反応性物質C(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)				

種類	類別	危険物コード	品名		
その他の危険物	可燃性物質類	可燃性物質	UN3234 自己反応性物質C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3235 自己反応性物質D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3236 自己反応性物質D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3237 自己反応性物質E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3238 自己反応性物質E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3239 自己反応性物質F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3240 自己反応性物質F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)		
			UN3242 アゾジカーボンアミド(自己反応性物質及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)		
			UN3270 ニトロセルロース製メンブランフィルター(ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%を超えないものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
			UN3317 2-アミノ4,6-ジニトロフェノール(20質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクラミック酸(湿性のもの)]		
			UN3319 ニトログリセリン混合物(鈍性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)		
			UN3344 四硝酸ペンタエリスリット混合物(鈍性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)		
			UN3364 トリニトロフェノール(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリン酸]		
			UN3365 トリニトロクロロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリンクロライド]		
			UN3366 トリニトロトルエン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[TNT]		
			UN3367 トリニトロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3368 トリニトロベンゼン酸(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3369 ナトリウムジニトロオルトクレゾラート(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3370 硝酸尿素(10質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3376 4-ニトロフェニルヒドラジン(30質量%以上の水で湿性としたもの)		
			UN3380 鈍性化爆発物質(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)		
			UN3474 1-ヒドロキシベンゾトリアゾール(一水和物)(20質量%以上の水で湿性としたもの)		
			自然発火性物質	自然発火性物質	MS8409 1,3,5-トリオキサン
					UN1361 炭素(動物又は植物から製造された粉状又は粒状の不活性炭素であって、自己発熱性を有するものに限る。)
					UN1369 パラニトロソジメチルアニリン(50質量%を超える水で湿性としたものを除く。)[パラジメチルニトロソアニリン]
					UN1374 魚粉(安定化されていないもの)(脂肪の含有率が12質量%(1kg当たり100mg以上の抗酸化剤を含むもの)にあっては15質量%)を超えるものに限る。)
					UN1378 金属触媒(湿性のもの)(過剰水が目視されるもの)
	UN1380 ペンタボラン				
	UN1381 黄リン又は白リン(乾性のもの、水中保存のもの又は溶液中のもの。)				
	UN1382 硫化カリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)				
	UN1383 自然発火性金属又は自然発火性合金(他に品名が明示されているものを除く。)[アルミニウム粉末][バリウム粉末][セシウム粉末][セリウム粉末][鉄粉末][ストロンチウム粉末][亜鉛粉末(自然発火性を有するもの)]				
	UN1384 亜ジチオン酸ナトリウム[ナトリウムヒドロサルファイト]				
	UN1385 硫化ナトリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)				
	UN1431 ナトリウムメチレート[ナトリウムメトキサイド]				
	UN1854 バリウム合金(自然発火性のもの)				
	UN1855 カルシウム又はカルシウム合金(自然発火性のもの)				
	UN1923 亜ジチオン酸カルシウム[カルシウムヒドロサルファイト]				
	UN1929 亜ジチオン酸カリウム[カリウムヒドロサルファイト]				
	UN2004 マグネシウムジアミド				
	UN2008 ジルコニウム粉末(乾性のもの)				
	UN2318 硫化水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%未満のものに限る。)				
	UN2441 三塩化チタン又は三塩化チタン混合物(自然発火性のもの)				
	UN2447 黄リン又は白リン(溶融状態のもの)				
	UN2545 ハフニウム粉末(乾性のもの)				
	UN2546 チタン粉末(乾性のもの)				
	UN2845 その他の自然発火性物質(有機物)(液体)				
	UN2846 その他の自然発火性物質(有機物)(固体)				
	UN2870 水素化ホウ素アルミニウム				
	UN2870 水素化ホウ素アルミニウム(装置内に収納されているもの)				
	UN2881 金属触媒(乾性のもの)				
	UN2940 9-ホスファビシクロノナン[シクロオクタジエンホスフィン]				
	UN3088 自己発熱性物質(有機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)				
	UN3126 自己発熱性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)				
	UN3127 自己発熱性物質(有機物)(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)				
UN3128 自己発熱性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)					
UN3183 自己発熱性物質(有機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3184 自己発熱性物質(有機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3185 自己発熱性物質(有機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3186 自己発熱性物質(無機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3187 自己発熱性物質(無機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3188 自己発熱性物質(無機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3189 自己発熱性金属粉末(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3190 自己発熱性物質(無機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3191 自己発熱性物質(無機物)(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3192 自己発熱性物質(無機物)(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3194 その他の自然発火性物質(無機物)(液体)					
UN3200 その他の自然発火性物質(無機物)(固体)					
UN3205 アルカリ土類金属アルコレート(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3206 アルカリ金属アルコレート(自己発熱性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3254 トリブチルホスファン					
UN3255 次亜塩素酸ターシャリーブチル(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)					
UN3313 有機顔料(自己発熱性のもの)					
UN3341 二酸化チオ尿素[ホルムアミジンスルフォン酸]					
UN3342 キザントゲン酸塩					
UN3391 有機金属化合物(固体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3392 有機金属化合物(液体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3393 有機金属化合物(固体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3394 有機金属化合物(液体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)					
UN3497 オキアミ粉					

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	可燃性物質類	水反応可燃性物質	UN3400 有機金属化合物(固体)(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1183 エチルジクロロシラン
			UN1242 メチルジクロロシラン
			UN1295 トリクロロシラン
			UN1340 五硫化リン(黄リンを含有しないもの)
			UN1380 リン化カルシウム
			UN1389 アルカリ金属アマルガム(液体)
			UN1390 アルカリ金属アミド
			UN1391 アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物
			UN1392 アルカリ土類金属アマルガム(液体)
			UN1393 アルカリ土類金属合金(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1394 アルミニウムカーバイド
			UN1395 アルミニウムフェロシリコン粉末
			UN1396 アルミニウム粉末(自然発火性を有しないものであって、表面を被覆していないもの)
			UN1397 リン化アルミニウム(水反応可燃性物質に該当しないものを除く。)
			UN1400 バリウム(自然発火性を有しないもの)
			UN1401 カルシウム(自然発火性を有しないもの)
			UN1402 カーバイド[カルシウムカーバイド]
			UN1404 水素化カルシウム
			UN1405 ケイ化カルシウム[カルシウムシリコン]
			UN1407 セシウム
			UN1409 水素化金属(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1410 水素化リチウムアルミニウム
			UN1411 水素化リチウムアルミニウム(エーテル溶液)
			UN1413 水素化ホウ素リチウム
			UN1414 水素化リチウム(溶融固化したものを除く。)
			UN1415 リチウム(自然発火性を有しないもの)
			UN1417 リチウムシリコン
			UN1418 マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末(マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)
			UN1419 リン化マグネシウムアルミニウム
			UN1420 カリウム合金(液体)
			UN1421 アルカリ金属合金(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1422 カリウムナトリウム合金(液体)
			UN1423 ルビジウム
			UN1426 水素化ホウ素ナトリウム
			UN1427 水素化ナトリウム
			UN1428 ナトリウム
			UN1432 リン化ナトリウム
			UN1433 リン化スズ
			UN1436 亜鉛粉末(自然発火性を有しないもの)
			UN1714 リン化亜鉛
			UN1870 水素化ホウ素カリウム
			UN1928 メチルマグネシウムプロマイド(エチルエーテルに保存のもの)[グリニア反応液]
			UN2010 水素化マグネシウム
			UN2011 リン化マグネシウム
			UN2012 リン化カリウム
			UN2013 リン化ストロンチウム
			UN2257 カリウム
UN2463 水素化アルミニウム			
UN2624 ケイ化マグネシウム			
UN2805 水素化リチウム(溶融固化したもの)			
UN2806 窒化リチウム			
UN2813 その他の水反応可燃性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)			
UN2830 リチウムフェロシリコン			
UN2835 水素化ナトリウムアルミニウム			
UN2965 三フッ化ホウ素とジメチルエーテルの錯化合物			
UN2988 クロロシラン類(水反応可燃性物質に該当し、引火性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3078 セリウム(削りくず又は砂状のもの)			
UN3129 その他の水反応可燃性物質(液体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)			
UN3130 その他の水反応可燃性物質(液体)(毒性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)			
UN3131 その他の水反応可燃性物質(固体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)			
UN3132 その他の水反応可燃性物質(固体)(可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)			
UN3133 その他の水反応可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)			
UN3134 その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)			
UN3135 その他の水反応可燃性物質(固体)(自己発熱性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)			
UN3148 その他の水反応可燃性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)			
UN3170 アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じた副生成物			
UN3208 金属性物質(水反応性)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3209 金属性物質(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3292 電池(ナトリウムを内蔵する組電池又は単電池であって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3395 有機金属化合物(固体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3396 有機金属化合物(固体)(水反応性かつ可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3397 有機金属化合物(固体)(水反応性かつ自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3398 有機金属化合物(液体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3399 有機金属化合物(液体)(水反応性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3401 アルカリ金属アマルガム(固体)			
UN3402 アルカリ土類金属アマルガム(固体)			
UN3403 カリウム合金(固体)			
UN3404 カリウムナトリウム合金(固体)			
UN3476 燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水反応性可燃性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3482 アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物(引火性のもの)			

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	MS7507 硝酸アンモニウム(水溶液)(濃度が93質量%以下のものに限る。)
			UN1438 硝酸アルミニウム
			UN1439 重クロム酸アンモニウム
			UN1442 過塩素酸アンモニウム(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1444 過硫酸アンモニウム[パーオキシ二硫酸アンモニウム]
			UN1445 塩素酸バリウム(固体)
			UN1446 硝酸バリウム
			UN1447 過塩素酸バリウム(固体)
			UN1448 過マンガン酸バリウム
			UN1449 過酸化バリウム
			UN1450 無機臭素酸塩類(固体)(臭素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1451 硝酸セシウム
			UN1452 塩素酸カルシウム(固体)
			UN1453 亜塩素酸カルシウム
			UN1454 硝酸カルシウム(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
			UN1455 過塩素酸カルシウム
			UN1456 過マンガン酸カルシウム
			UN1457 過酸化カルシウム
			UN1458 塩素酸塩とホウ酸塩の混合物
			UN1459 塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(固体)
			UN1461 無機塩素酸塩類(固体)(塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1462 無機亜塩素酸塩類(亜塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1463 三酸化クロム(無水物)[無水クロム酸又はクロム酸(固体)]
			UN1465 硝酸ジシム
			UN1466 硝酸第二鉄
			UN1467 硝酸クアニジン
			UN1469 硝酸鉛
			UN1470 過塩素酸鉛(固体)
			UN1471 次亜塩素酸リチウム(乾性のもの)又は次亜塩素酸リチウム混合物
			UN1472 過酸化リチウム
			UN1473 臭素酸マグネシウム
			UN1474 硝酸マグネシウム
			UN1475 過塩素酸マグネシウム
			UN1476 過酸化マグネシウム
			UN1477 無機硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1479 その他の酸化性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN1481 無機過塩素酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1482 無機過マンガン酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1483 無機過酸化物類(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1484 臭素酸カリウム
			UN1485 塩素酸カリウム(固体)
			UN1486 硝酸カリウム
			UN1487 硝酸カリウムと亜硝酸ナトリウムの混合物
			UN1488 亜硝酸カリウム
			UN1489 過塩素酸カリウム
			UN1490 過マンガン酸カリウム
			UN1491 過酸化カリウム
			UN1492 過硫酸カリウム[パーオキシ二硫酸カリウム]
			UN1493 硝酸銀
			UN1494 臭素酸ナトリウム
			UN1495 塩素酸ナトリウム(固体)
			UN1496 亜塩素酸ナトリウム(固体)
			UN1498 硝酸ナトリウム[チリ硝石]
			UN1499 硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物
			UN1500 亜硝酸ナトリウム
			UN1502 過塩素酸ナトリウム
			UN1503 過マンガン酸ナトリウム
			UN1504 過酸化ナトリウム
			UN1505 過硫酸ナトリウム[パーオキシ二硫酸ナトリウム]
			UN1506 塩素酸ストロンチウム
			UN1507 硝酸ストロンチウム
			UN1508 過塩素酸ストロンチウム
			UN1509 過酸化ストロンチウム
			UN1511 過酸化水素尿素[過酸化尿素]
			UN1513 塩素酸亜鉛
			UN1514 硝酸亜鉛
			UN1515 過マンガン酸亜鉛
			UN1516 過酸化亜鉛
			UN1745 五フッ化臭素
			UN1746 三フッ化臭素
			UN1748 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効酸素の含有率が8.8質量%のものに限る。)
			UN1748 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効酸素の含有率が8.8質量%のものに限る。)(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えて、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1872 二酸化鉛[過酸化鉛]
			UN1873 過塩素酸(濃度が50質量%を超え72質量%以下のものに限る。)
UN1942 硝酸アンモニウム(自己発熱性を有しないものとして船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものに限る。)(可燃物(炭素として計算される有機物を含む。))の含有率が0.2質量%以下のものであって、他の添加物を含まないもの)			
UN2014 過酸化水素(水溶液)(必要に応じて安定剤を加えたもので、濃度が20質量%以上60質量%以下のものに限る。)			
UN2015 過酸化水素(水溶液)(安定剤入りのもので、濃度が60質量%を超えるものに限る。)			
UN2067 硝酸アンモニウム系肥料(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN2208 次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)[普通さらし粉]			
UN2426 硝酸アンモニウム(硝酸アンモニウムの濃度が93質量%以下の水溶液で、可燃性の物質(炭素として計算される有機物を含む。))の含有率が0.2質量%以下で、他の添加物を含まないものであって、かつ、水分含有率が7質量%以上で塩素イオンの濃度が0.02質量%以下のものに限る。ただし、硝酸アンモニウムの濃度が80質量%以下の水溶液であって、可燃性の物質の含有率が0.2質量%以下で、硝酸アンモニウムが析出しないものを除く。)			

種類	類別	危険物コード	品名	
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	UN2427 塩素酸カリウム(水溶液)	
			UN2428 塩素酸ナトリウム(水溶液)	
			UN2429 塩素酸カルシウム(水溶液)	
			UN2464 硝酸ペリウム	
			UN2465 ジクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)又はジクロロイソシアヌル酸塩類(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(二水和物)を除く。)[ジクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]	
			UN2466 超酸化カリウム	
			UN2468 トリクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)[1,3,5-トリクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]	
			UN2469 臭素酸亜鉛	
			UN2495 五フッ化ヨウ素	
			UN2547 超酸化ナトリウム	
			UN2573 塩素酸タリウム	
			UN2626 塩素酸(水溶液)(濃度が10質量%以下のものに限る。)	
			UN2627 無機亜硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているもの、亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩類とアンモニア化合物の混合物を除く。)	
			UN2719 臭素酸バリウム	
			UN2720 硝酸クロム	
			UN2721 塩素酸銅	
			UN2722 硝酸リチウム	
			UN2723 塩素酸マグネシウム	
			UN2724 硝酸マンガン	
			UN2725 硝酸ニッケル	
			UN2726 亜硝酸ニッケル	
			UN2728 硝酸ジルコニウム	
			UN2741 次亜塩素酸バリウム(有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの)	
			UN2880 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	
			UN2880 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)	
			UN2984 過酸化水素(水溶液)(濃度が8質量%以上20質量%未満のものであって、必要に応じ安定剤を含むものに限る。)	
			UN3085 その他の酸化性物質(固体)(腐食性のもの)	
			UN3087 その他の酸化性物質(固体)(毒性のもの)	
			UN3098 その他の酸化性物質(液体)(腐食性のもの)	
			UN3099 その他の酸化性物質(液体)(毒性のもの)	
			UN3100 その他の酸化性物質(固体)(自己発熱性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)	
			UN3121 その他の酸化性物質(固体)(水反応可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)	
			UN3137 その他の酸化性物質(固体)(可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)	
			UN3139 その他の酸化性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)	
			UN3149 過酸化水素と過酢酸の混合物(安定剤入りのもの)(酸、水及び5質量%以下の過酢酸を含有するものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	
			UN3210 無機塩素酸塩類(水溶液)(塩素酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3211 無機過塩素酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3212 無機次亜塩素酸塩類(アンモニウム化合物、他に品名が明示されているもの及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)	
			UN3213 無機臭素酸塩類(水溶液)(臭素酸アンモニウム及び他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3214 無機過マンガン酸塩類(水溶液)(過マンガン酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3215 無機過硫酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3216 無機過硫酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3218 無機硝酸塩類(水溶液)(備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3219 無機亜硝酸塩類(水溶液)(アンモニア化合物を含有するものを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN3247 過ホウ酸ナトリウム(無水物)	
			UN3356 酸素発生器(化学反応によるもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	
			UN3375 硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル(爆薬中間体)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したのものに限る。)	
			UN3377 過ホウ酸ナトリウム(水合物)	
			UN3378 過炭酸ナトリウム[パーオキシオ炭酸ナトリウム]	
			UN3405 塩素酸バリウム(水溶液)	
			UN3406 過塩素酸バリウム(水溶液)	
			UN3407 塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(溶液)	
			UN3408 過塩素酸鉛(溶液)	
			UN3485 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもの)で有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効塩素の含有率が8.8質量%のものに限る。)	
			UN3486 次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもの)で有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)	
			UN3487 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(水合物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)	
			有機過酸化物(爆発物を除く。)	UN3103 有機過酸化物C(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3104 有機過酸化物C(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3105 有機過酸化物D(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3106 有機過酸化物D(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3107 有機過酸化物E(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3108 有機過酸化物E(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3109 有機過酸化物F(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3110 有機過酸化物F(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3113 有機過酸化物C(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3114 有機過酸化物C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3115 有機過酸化物D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
				UN3116 有機過酸化物D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
			UN3117 有機過酸化物E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)	
			UN3118 有機過酸化物E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)	
			UN3119 有機過酸化物F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)	
			UN3120 有機過酸化物F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)	

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	MS7609 重クロム酸ナトリウム(水溶液)(濃度が70質量%以下のものに限る。)
			MS7610 1,1,2-トリクロロエタン
			MS7611 ベータプロピオラクトン
			MS7612 クレゾールナトリウム塩(水溶液)
			MS7613 クレゾール(フェノールを含まないものに限る。)
			MS7614 ラクトニトリル(水溶液)(濃度が80質量%以下のものに限る。)
			MS7615 メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル
			MS7616 エトキシ化チロアミン(濃度が95 質量%を超えるものに限る。)
			MS7617 ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が81質量%から89質量%までのものに限る。)
			MS7618 1-フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物(アセトフェノンの濃度が15質量%以下のものに限る。)
			MS7619 2-メチルグルタロニトリル及び2-エチルプタンジニトリルの混合物(2-エチルプタンジニトリルの濃度が12 質量%以下のものに限る。)
			MS7620 アルキルトルエンシルホン酸(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限る。)
			UN1051 シアン化水素(安定剤入りのもの)(水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)[青酸]
			UN1092 アクロレイン(安定剤入りのもの)[アクリルアルデヒド][プロベナール]
			UN1098 アリルアルコール[プロベニルアルコール]
			UN1135 エチレンクロロヒドリン[2-クロロエタノール]
			UN1143 クロトンアルデヒド又はクロトンアルデヒド(安定剤入りのもの)(備考欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)[2-ブテナール][3-メチルアクロレイン]
			UN1163 ジメチルヒドラジン(非対称型のもの)[1,1-ジメチルヒドラジン]
			UN1181 クロロ酢酸エチル
			UN1182 クロロギ酸エチル[クロロ炭酸エチル]
			UN1185 エチレンイミン(安定剤入りのもの)[アジリジン][ジメチレンイミン]
			UN1199 フルアルデヒド類
			UN1238 クロロギ酸メチル[クロロ炭酸メチル]
			UN1239 メチルクロロメチルエーテル
			UN1244 メチルヒドラジン
			UN1251 メチルビニルケトン(安定剤入りのもの)[3-ブテン-2-オン]
			UN1259 ニッケルカルボニル[テトラカルボニルニッケル]
			UN1510 テトラニトロメタン
			UN1541 アセトンシアノヒドリン(安定剤入りのもの)
			UN1544 アルカロイド類又はアルカロイド塩類(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1545 イソチオシアン酸アリル(安定剤入りのもの)[アリルマスタードオイル]
			UN1547 アニリン[アミノベンゼン][アニリン油][フェニルアミン]
			UN1553 ヒ酸(液体)
			UN1556 無機ヒ素化合物(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1557 無機ヒ素化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1560 三塩化ヒ素[塩化ヒ素]
			UN1564 バリウム化合物(他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く。)
			UN1565 シアン化バリウム
			UN1569 臭化アセトン
			UN1570 ブルシン(殺虫殺菌剤類を除く。)[ジメキシストリキニーネ]
			UN1575 シアン化カルシウム
			UN1577 クロロジニトロベンゼン(液体)
			UN1580 クロロピクリン[ニトロトリクロロメタン]
			UN1583 クロロピクリン 混合物(殺虫殺菌剤類を除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1588 無機シアン化物(固体)(他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。)
			UN1590 ジクロロアニリン(液体)
			UN1594 硫酸ジエチル[硫酸エチル]
			UN1595 硫酸ジメチル[硫酸メチル]
			UN1596 ジニトロアニリン
			UN1597 ジニトロベンゼン(液体)
			UN1599 ジニトロフェノール(溶液)
			UN1600 ジニトロトルエン(溶融状のもの)[メチルジニトロベンゼン]
			UN1601 消毒剤(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1602 染料又は染料中間物(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1603 ブロモ酢酸エチル
			UN1605 1,2-ジブロモエタン[二臭化エチレン]
			UN1611 四リン酸ヘキサエチル[四リン酸エチル]
			UN1613 シアン化水素酸(水溶液)(濃度が20質量%以下のものに限る。)[青酸]
			UN1614 シアン化水素(安定剤入りのもの)であって、多孔性の不活性物質に吸収させてあるもの(水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)[青酸]
			UN1625 硝酸第二水銀
			UN1626 シアン化第二水銀カリウム[シアン化水銀カリウム]
			UN1627 硝酸第一水銀
			UN1640 オレイン酸第二水銀(固体を除く。)
			UN1642 オキシシアン化第二水銀(減感剤入りのもの)
			UN1647 臭化メチルと1,2-ジブロモエタンの混合物(液体)
			UN1649 自動車燃料用アンチノック剤[四エチル鉛][四メチル鉛]
			UN1654 ニコチン
			UN1655 ニコチン化合物又はニコチン製剤(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1656 ニコチン硫酸塩(液体又は溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)[硫酸ニコチン]
			UN1658 ニコチン硫酸塩(水溶液)[硫酸ニコチン]
			UN1662 ニトロベンゼン
			UN1664 ニトロトルエン(液体)
			UN1665 ニトロキシレン(液体)[2-ニトロ-3-キシレン][3-ニトロ-2-キシレン][4-ニトロ-3-キシレン]
			UN1669 ベンタクロロエタン[ベンタリン]
			UN1670 トリクロロメタンスルフェニルクロライド[パークロロメチルメルカプタン][チオカルボニルテトラクロライド][トリクロロメチルスルホクロライド][トリクロロメタンスルフルクロライド]
			UN1672 塩化フェニルカルビラミン[フェニルイミノホスゲン又はフェニルイソシアノジクロライド]
			UN1680 シアン化カリウム(固体)
			UN1686 亜ヒ酸ナトリウム(水溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1687 アン化ナトリウム
			UN1689 シアン化ナトリウム(固体)
			UN1692 ストリキニーネ又はストリキニーネ塩類(殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1693 催涙ガス物質(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1694 オルトシアン化プロモベンジル(液体)
			UN1695 クロロアセトン(安定剤入りのもの)[モノクロロアセトン]
			UN1698 ジフェニルアミンクロロアルシン[塩化フェナルサジン]
			UN1699 ジフェニルクロロアルシン(液体)
			UN1700 催涙ガス筒(火薬類を含有しないもの)[催涙ガスてき弾]
			UN1701 臭化キシリル
			UN1702 テトラクロロエタン[1,1,2,2-テトラクロロエタン][四塩化アセチレン]
			UN1704 ジチオピロリン酸テトラエチル(殺虫殺菌剤類を除く。)

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN1708 トルイジン(液体)
			UN1711 キシリジン(液体)[2,4-アミノジメチルベンゼン][2,4-ジメチルアニリン]
			UN1713 シアン化亜鉛
			UN1722 クロロギ酸アリル[アリルクロロカーボネート]
			UN1737 臭化ベンジル[アルファプロモトルエン]
			UN1738 塩化ベンジル
			UN1750 クロロ酢酸(水溶液)
			UN1752 クロロアセチルクロライド
			UN1809 三塩化リン[塩化リン]
			UN1810 塩化ホスホリル[オキシ塩化リン]
			UN1834 塩化スルフルル[塩化スルホニル]
			UN1838 四塩化チタン[塩化チタン]
			UN1846 四塩化炭素(ゼラチンのカプセルに入れたものをガラス容器に収納し、木箱で外装したものを除く。)[テ ラクロロメタン]
			UN1851 医薬品(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1886 塩化ベンジリデン[塩化ベンザル][二塩化ベンジル]
			UN1889 シアン化臭素[臭化シアノゲン][プロモシアン]
			UN1891 臭化エチル[プロモエタン]
			UN1892 エチルジクロロアルシン
			UN1916 2,2'-ジクロロジエチルエーテル[ジ(2-クロロエチル)エーテル]
			UN1935 シアン化物(溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1994 鉄カルボニル[ペンタカルボニル鉄]
			UN2016 毒ガス弾(有毒な物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がっていないもの)
			UN2017 催涙弾(催涙性物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がっていないもの)
			UN2019 クロロアニリン(液体)[オルトクロロアニリン(2-クロロアニリン)又はメタクロロアニリン(3-クロロアニリン)]
			UN2022 クレゾール酸
			UN2023 エピクロロヒドリン[1-クロロ-2,3-エポキシプロパン]
			UN2024 水銀化合物(液体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び辰砂を除く。)
			UN2025 水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び辰砂を除く。)
			UN2026 フェニル第二水銀化合物(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN2038 ジニトロトルエン(液体)[メチルジニトロベンゼン]
			UN2075 クロラール(無水物)(安定剤入りのもの)[トリクロロアセトアルデヒド]
			UN2076 クレゾール(液体)
			UN2078 トルエンジイソシアネート[トリレンジイソシアネート]
			UN2206 イソシアネート類又はその溶液(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2224 ベンゾニトリル[シアン化フェニル]
			UN2232 2-クロロエタナール[クロロアセトアルデヒド]
			UN2236 3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート(液体)
			UN2249 ジクロロメチルエーテル(船積地を管轄する地方運輸局長が許可したものに限る。)
			UN2253 N,N-ジメチルアニリン
			UN2267 塩化ジメチルチオホスホリル
			UN2281 ヘキサメチレンジイソシアネート
			UN2285 トリフルオロメチルフェニルイソシアネート[イソシアナトベンゾトリフルオリド]
			UN2295 クロロ酢酸メチル
			UN2306 トリフルオロメチルニトロベンゼン(液体)[ニトロベンゾトリフルオリド]
			UN2307 2-クロロ-5-トリフルオロメチルニトロベンゼン[3-ニトロ-4-クロロベンゾトリフルオリド]
			UN2312 フェノール(溶融状のもの)[石炭酸]
			UN2316 シアン化銅ナトリウム(固体)[テトラシアノ第一銅ナトリウム]
			UN2317 シアン化銅ナトリウム(水溶液)[テトラシアノ第一銅ナトリウム]
			UN2322 トリクロロブテン[トリクロロブチレン]
			UN2334 アリルアミン[2-プロベニルアミン又は3-アミノプロペン]
			UN2337 フェニルメルカプタン[チオフェノール又はベンゼンチオール]
			UN2382 1,2-ジメチルヒドラジン
			UN2407 クロロギ酸イソプロピル[クロロメタン酸イソプロピル又はクロロ炭酸イソプロピル]
			UN2438 トリメチルアセチルクロライド[ビバロイルクロライド]
			UN2471 四酸化オスミウム
			UN2474 チオホスゲン[塩化チオカルボニル]
			UN2477 イソチオシアン酸メチル
			UN2480 イソシアン酸メチル又はその溶液[メチルイソニトリル]
			UN2481 イソシアン酸エチル
			UN2482 イソシアン酸ノルマルプロピル
			UN2483 イソシアン酸イソプロピル
			UN2484 イソシアン酸ターシャリーブチル
			UN2485 イソシアン酸ノルマルブチル
			UN2486 イソシアン酸イソブチル
			UN2487 フェニルイソシアネート[フェニルカルビミド][カルバニル]
UN2488 イソシアン酸シクロヘキシル			
UN2490 ジ(クロロイソプロピル)エーテル			
UN2501 トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド(水溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)[トリエチレンホスホルアミド]			
UN2521 ジケテン(安定剤入りのもの)[アセチルケテン]			
UN2522 2-ジメチルアミノエチルメタクリレート			
UN2542 トリブチルアミン			
UN2552 ヘキサフルオロアセトン(液体)			
UN2558 エピプロモヒドリン[1-プロモ-2,3-エポキシプロパン]			
UN2570 カドミウム化合物(硫化カドミウムを除く。)			
UN2570 硫化カドミウム			
UN2572 フェニルヒドラジン[ヒドラジノベンゼン](結晶を除く。)			
UN2574 リン酸トリトリル(3質量%を超えるオルト異性体を含有するもの)[リン酸トリクレシル]			
UN2588 その他の殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN2589 クロロ酢酸ビニル			
UN2605 メトキシメチルイソシアネート			
UN2606 オルトケイ酸メチル[テトラメトキシシラン]			
UN2611 プロピレンクロロヒドリン[1-クロロ-2-プロパノール]			
UN2628 フルオロ酢酸カリウム			
UN2629 フルオロ酢酸ナトリウム			
UN2630 セレン酸塩又は亜セレン酸塩			
UN2642 フルオロ酢酸			
UN2643 プロモ酢酸メチル			
UN2644 ヨウ化メチル[ヨードメタン]			
UN2646 ヘキサクロロシクロペンタジエン[パークロシクロペンタジエン]			
UN2648 1,2-ジプロモ-3-ブタン			
UN2650 1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN2653 ヨウ化ベンジル[アルファヨウ化トルエン](固体を除く。)
			UN2668 クロロアセトニトリル[クロロエタンニトリル][シアン化クロロメチル]
			UN2669 クロロクレゾール(液体)[クロロメチルフェノール]
			UN2690 N-ホルマルブチルイミダゾール[N-ホルマルブチルイミナゾール]
			UN2727 硝酸タリウム
			UN2738 N-ホルマルブチルアニリン
			UN2740 クロロギ酸ホルマルブピル
			UN2742 クロロギ酸エステル類(毒性、腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボネート類]
			UN2743 クロロギ酸ホルマルブチル
			UN2744 クロロギ酸シクロブチル
			UN2745 クロロギ酸クロロメチル
			UN2746 クロロギ酸フェニル
			UN2748 クロロギ酸-2-エチルヘキシル
			UN2750 1,3-ジクロロ-2-ブロボノール[ジクロロイソブピルアルコール][アルファジクロロヒドリン][アルファロベニルジクロロヒドリン]
			UN2754 N-エチルトルイジン
			UN2757 カーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2759 ヒ素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2761 有機塩素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2763 トリアジン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2771 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2775 銅殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2777 水銀殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2779 置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2781 ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2783 有機リン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2786 有機スズ系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2788 有機スズ化合物(液体)(殺虫殺菌剤類及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2810 その他の毒物(有機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)
			UN2811 その他の毒物(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN2821 フェノール(溶液)[石炭酸]
			UN2822 2-クロロピリジン
			UN2839 アルドール[アセトアルドール、3-ヒドロキシブタナール又は3-ヒドロキシブチルアルデヒド]
			UN2872 ジプロモクロロプロパン[1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン等]
			UN2902 その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2903 その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2927 その他の毒物(有機物)(液体)(腐食性のもの)
			UN2928 その他の毒物(有機物)(固体)(腐食性のもの)
			UN2929 その他の毒物(有機物)(液体)(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN2930 その他の毒物(有機物)(固体)(可燃性のもの)
			UN2936 2-メルカプトプロピオン酸[チオ乳酸]
			UN2948 3-トリフルオロメチルアニリン[3-アミノベンゾトリフルオライド]
			UN2966 2-メルカプトエタノール[チオグリコール]
			UN2991 カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2992 カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2993 ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2994 ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2995 有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2996 有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2997 トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2998 トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
UN3005 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3006 銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3009 銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3010 銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3011 水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)			
UN3012 水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3013 置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3014 置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3015 ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3016 ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3017 有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3018 有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3019 有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3020 有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3023 2-メチル-2-ヘプタンチオール			
UN3025 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3026 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3027 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3048 リン化アルミニウム系殺虫殺菌剤(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3071 メルカプタン類又はメルカプタン混合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3073 ビニルピリジン(安定剤入りのもの)			
UN3079 メタクリロニトリル(安定剤入りのもの)			
UN3080 イソシアネート類又はその溶液(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3086 その他の毒物(固体)(酸化性のもの)			

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN3122 その他の毒物(液体)(酸性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3123 その他の毒物(液体)(水反応可燃性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3124 その他の毒物(固体)(自己発熱性のもの)
			UN3125 その他の毒物(固体)(水反応可燃性のもの)
			UN3140 アルカロイド類又はアルカロイド塩類(液体)(殺虫殺菌剤類を除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3142 消毒剤(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3143 染料又は染料中間物(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3144 ニコチン化合物又はニコチン製剤(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN3146 有機スズ化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN3172 トキシン類(液体)(生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3246 メタンホルムクロライド[塩化メシル]
			UN3250 クロロ酢酸(溶融状態のもの)[モノクロロ酢酸]
			UN3275 ニトリル類(毒性かつ引火性のもの)[有機シアン化物類](他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3276 ニトリル類(毒性のもの)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)[有機シアン化物類]
			UN3277 クロロギ酸エステル類(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボネート類]
			UN3278 有機リン化合物(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3279 有機リン化合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3280 有機ヒ素化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3281 金属カルボニル類(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3282 有機金属化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3283 セレン化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3284 テルル化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3285 パナジウム化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3287 その他の毒物(無機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3288 その他の毒物(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN3289 その他の毒物(無機物)(液体)(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3290 その他の毒物(無機物)(固体)(腐食性のもの)
			UN3294 シアン化水素(アルコール溶液)(濃度が45質量%以下のものに限る。)
			UN3302 2-ジメチルアミノエチルアクリレート[2-プロペン酸-ジメチルアミノエチルエステル]
			UN3315 化学品見本(毒性)(化学兵器禁止条約関連のものに限る。)
			UN3345 フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3347 フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3348 フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3349 ビレスロイド系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3351 ビレスロイド系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3352 ビレスロイド系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3361 クロロシラン(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)
			UN3362 クロロシラン(毒性かつ腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)
			UN3381 吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3382 吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3383 吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3384 吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3385 吸入毒性液体(水反応性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3386 吸入毒性液体(水反応性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3387 吸入毒性液体(酸性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3388 吸入毒性液体(酸性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3389 吸入毒性液体(腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3390 吸入毒性液体(腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3409 クロロトロベンゼン(液体)
UN3411 ベータナフチルアミン(溶液)			
UN3413 シアン化カリウム(水溶液)			
UN3414 シアン化ナトリウム(水溶液)			
UN3416 クロロアセトフェノン(液体)[フェニルクロロメチルケトン]			
UN3424 ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩(溶液)			
UN3430 キシレノール(液体)[ジメチルフェノール][ヒドロキシジメチルベンゼン]			
UN3439 ニトリル類(毒性のもの)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)[有機シアン化物類]			
UN3440 セレン化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3448 催涙ガス物質(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3449 メタシアン化プロモベンゼン(固体)			

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN3450 ジフェニルクロロアルシン(固体)
			UN3462 トキシン類(固体)(生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3464 有機リン化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN3465 有機ヒ素化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3466 金属カルボニル類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3467 有機金属化合物(毒性)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3483 自動車燃料用アンチノック剤(引火性のもの)[四エチル鉛][四メチル鉛]
			UN3488 吸入毒性液体(引火性かつ腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3489 吸入毒性液体(引火性かつ腐食性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
			UN3490 吸入毒性液体(水反応性かつ引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)
UN3491 吸入毒性液体(水反応性かつ引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
放射性物質等	第1種	核分裂性物質(核分裂性輸送物に係わるもの)	
		核燃料集合体	
		使用済核燃料	
		二酸化ウラン	
		六フッ化ウラン	
	その他		
	第2種	核分裂性輸送物を除くBM型輸送物、BU型輸送物、A型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3輸送物に係わるもの並びに輸送物の適用を免除されるもの(表面汚染物に限る。)	
		医療用照射線源(Co-60など)	
		非破壊検査用線源(Ir-192など)	
		表面汚染物	
		その他	
	第3種	核分裂性輸送物を除くL型輸送物に係わるもの及び輸送物の適用を免除されるもの(低比放射性物質に限る。)	
		PCB測定用線源(Ni-63など)	
		空の容器	
		ウラン鉱石	
トリウム鉱石			
その他			
腐食性物質		MS7501 2,2-ジクロロプロピオン酸	
		MS7502 水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物(水溶液)(水素化ほう素ナトリウムの濃度が15質量%以下のものに限る。)	
		MS7504 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合物(水溶液)	
		MS7506 次亜塩素酸カルシウム(水溶液)(濃度が15質量%を超えるものに限る。)	
		MS7507 硝酸及び硝酸第二鉄の混合物(水溶液)	
		MS7508 硫化ナトリウム(水溶液)(濃度が15質量%以下のものに限る。)	
		MS7509 イソプロピルアミン(水溶液)(濃度が70質量%以下のものに限る。)	
		MS7510 アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)	
		MS7511 N,N-ジメチルデシルアミン	
		MS7512 グリコール酸(水溶液)(濃度が70質量%以下のものに限る。)	
		MS7513 ノルマルヘプタン酸	
		MS7514 バラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	
		MS7515 吉草酸	
		MS7516 吉草酸及び2-メチル酪酸の混合物(吉草酸の濃度が64質量%のものに限る。)	
		MS7517 アルキルトルエンシルホン酸カルシウム塩	
		MS7518 アルキルプロポキシアミンエトキシラート(アルキル基の炭素数が12から16のもの及びその混合物に限る。)	
		MS7519 塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液	
		MS7520 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合物(水溶液)(濃度が40質量%以下のものに限る。)	
		UN1052 フッ化水素(無水物)	
		UN1604 エチレンジアミン[1,2-ジアミノエタン]	
		UN1715 無水酢酸[酸化アセチル]	
		UN1716 臭化アセチル	
		UN1719 酸性アルカリ類(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)	
		UN1724 アリルトリクロロシラン(安定剤入りのもの)	
		UN1728 ベンチルトリクロロシラン[アミルトリクロロシラン]	
		UN1729 塩化アニソール	
		UN1730 五塩化アンチモン(液体)	
		UN1731 五塩化アンチモン(水溶液)	
		UN1732 五フッ化アンチモン	
		UN1733 三塩化アンチモン(固体を除く。)	
		UN1736 塩化ベンゾイル	
		UN1739 クロロギ酸ベンジル[ベンジルクロロカーボネート]	
		UN1742 三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物(液体)	
		UN1743 三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物(液体)	
		UN1744 臭素又はその溶液	
		UN1747 ブチルトリクロロシラン	
		UN1753 クロロフェニルトリクロロシラン	
		UN1754 クロロシルホン酸(三酸化硫黄を含有するものを含む。)	
		UN1755 クロム酸(水溶液)	
		UN1757 フッ化クロム(水溶液)	
		UN1758 塩化クロミル[オキソ塩化クロム]	
		UN1759 その他の腐食性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)	
		UN1760 その他の腐食性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)	
		UN1761 銅エチレンジアミン(水溶液)	
		UN1762 シクロヘキセニルトリクロロシラン	
		UN1763 シクロヘキシルトリクロロシラン	
		UN1764 ジクロロ酢酸	
UN1765 ジクロロアセチルクロライド			
UN1766 ジクロロフェニルトリクロロシラン			
UN1767 ジエチルジクロロシラン			

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	腐食性物質	UN1768	ニフツ化リン酸(無水物)
		UN1769	ジフェニルジクロロシラン
		UN1771	ドデシルトリクロロシラン
		UN1774	消火液(腐食性のもの)
		UN1775	テトラフルオロホウ酸[フッ化ホウ素酸又はホウフッ酸]
		UN1776	フルオロリン酸(無水物)[フッ化リン酸]
		UN1777	フルオロスルホン酸[フッ化スルホン酸]
		UN1778	ヘキサフルオロケイ酸[フッ化ケイ素酸][ケイフッ化水素酸][ケイフッ酸]
		UN1779	ギ酸(濃度が85質量%を超えるものに限る。)
		UN1780	塩化フマリル
		UN1781	ヘキサデシルトリクロロシラン
		UN1782	ヘキサフルオロリン酸[六フッ化リン酸]
		UN1783	ヘキサメチレンジアミン(水溶液)[1,6-ヘキサジアン又は1,6-ジアミノヘキサン]
		UN1784	ヘキシルトリクロロシラン
		UN1786	フッ化水素酸と硫酸の混合物(フッ化水素及び硫酸の混合物を70質量%から80質量%まで含有し、かつ、フッ化水素の含有率が25質量%以上のものに限る。)
		UN1787	ヨウ化水素酸[ヨウ酸]
		UN1788	臭化水素酸[臭酸]
		UN1789	塩酸
		UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%を超えるものに限る。)[フッ酸]
		UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%以下のものに限る。)[フッ酸]
		UN1791	次亜塩素酸塩(水溶液)[さらし液、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カリウム等]
		UN1794	硫酸鉛(遊離酸の含有率が3質量%を超えるものに限る。)[鉛ドross](固体を除く。)
		UN1796	混酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%を超えるものに限る。)
		UN1796	混酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%以下のものに限る。)
		UN1798	王水
		UN1799	ノニルトリクロロシラン
		UN1800	オクタデシルトリクロロシラン
		UN1801	オクチルトリクロロシラン
		UN1802	過塩素酸(濃度が50質量%以下のものに限る。)
		UN1803	フェノールスルホン酸(液体)
		UN1804	フェニルトリクロロシラン
		UN1808	三臭化リン
		UN1814	水酸化カリウム(水溶液)[カ性カリ]
		UN1816	プロピルトリクロロシラン
		UN1817	塩化ピロスルフルリル[塩化ジスルフルリル]
		UN1818	四塩化ケイ素
		UN1819	アルミン酸ナトリウム(水溶液)
		UN1824	水酸化ナトリウム(水溶液)[カ性ソーダ]
		UN1826	廃混酸(硝酸の含有率が50質量%を超えるものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1826	廃混酸(硝酸の含有率が50質量%以下のものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1827	塩化第二スズ(無水物)
		UN1828	塩化硫黄類[一塩化硫黄][二塩化硫黄]
		UN1829	三酸化硫黄(安定剤入りのもの又は安定化されたもの)[無水硫酸]
		UN1830	硫酸(濃度が51質量%を超えるもの)
UN1831	発煙硫酸[二硫酸]		
UN1832	廃硫酸(化学的に安定なもの)		
UN1833	亜硫酸		
UN1835	水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)		
UN1836	塩化チオニル[オキシ塩化硫黄又は塩化スルフィニル]		
UN1837	塩化チオホスホリル[チオ塩化リン]		
UN1898	ヨウ化アセチル		
UN1903	消毒剤(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN1905	セレン酸		
UN1906	廃酸(石油精製時等に副生する廃硫酸)		
UN1908	亜塩素酸塩類(水溶液)		
UN1938	プロモ酢酸(水溶液)		
UN1940	メルカプト酢酸[チオグリコール酸]		
UN2028	発煙弾(腐食性液体を含有し火薬類を含有しないもの)(点火装置付きでないもの)		
UN2029	ヒドラジン(無水物)		
UN2030	ヒドラジン(水溶液)(濃度が37質量%以上のものに限る。)		
UN2031	硝酸(濃度が70質量%を超えるものに限る。)(発煙硝酸を除く。)		
UN2031	硝酸(濃度が65質量%以上70質量%以下のものに限る。)		
UN2031	硝酸(濃度が65質量%未満のものに限る。)		
UN2032	発煙硝酸		
UN2051	2-ジメチルアミノエタノール[N,N-ジメチルエタノールアミン]		
UN2054	モルホリン[テトラヒドロ-1,4-オキサジン]		
UN2079	ジエチレントリアミン		
UN2214	無水フタル酸(無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えるものに限る。)(熔融状のもの)		
UN2215	無水マレイン酸(熔融状のもの)		
UN2218	アクリル酸(安定剤入りのもの)[プロペン酸]		
UN2226	三塩化ベンジリジン[ベンゾトリクロライド]		
UN2240	クロム硫酸		
UN2248	ジ(ノルマルブチル)アミン		
UN2258	プロピレンジアミン		
UN2259	トリエチレントラミン		
UN2262	N,N-ジメチルカルバモイルクロライド		
UN2264	N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン		
UN2280	ヘキサメチレンジアミン(熔融状のもの)[1,6-ヘキサジアン又は1,6-ジアミノヘキサン]		
UN2308	硫酸水素ニトロシル(液体)		
UN2357	シクロヘキシルアミン[アミノシクロヘキサン]		
UN2401	ピベリジン[ヘキサヒドロピリジン]		
UN2430	アルキルフェノール類(固体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[ブチルフェノール等]		
UN2434	ジベンジルジクロロシラン		
UN2435	エチルフェニルジクロロシラン		
UN2437	メチルフェニルジクロロシラン		
UN2442	トリクロロアセチルクロライド		
UN2443	三塩化バナジル[オキシ三塩化バナジウム]		

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	腐食性物質	UN2444	四塩化バナジウム
		UN2502	ノルマルバレリルクロライド
		UN2513	プロモアセチルプロマイド
		UN2531	メタクリル酸(安定剤入りのもの)
		UN2564	トリクロロ酢酸(水溶液)
		UN2571	硫酸水素アルキル
		UN2576	オキシ臭化リン(熔融状のもの)
		UN2577	フェニルアセチルクロライド
		UN2584	アルキルスルホン酸又はアリールスルホン酸(液体)(遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)
		UN2604	三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物
		UN2619	N,N-ジメチルベンジルアミン[ベンジルジメチルアミン]
		UN2670	シアヌル酸クロライド[2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン]
		UN2677	水酸化ルビジウム(水溶液)
		UN2679	水酸化リチウム(水溶液)
		UN2680	水酸化リチウム(固体を除く。)
		UN2681	水酸化セシウム(水溶液)
		UN2683	硫化アンモニウム(水溶液)
		UN2685	N,N-ジエチルエチレンジアミン
		UN2686	2-ジエチルアミノエタノール[ジエチルアミノエタノール][N,N-ジエチルエタノールアミン]
		UN2692	三臭化ホウ素[トリプロモボラン]
		UN2699	トリフルオロ酢酸
		UN2705	1-ペンタール[3-メチル-2-ペンテン-4-イノール]
		UN2734	アミン類又はポリアミン類(液体)(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2735	アミン類又はポリアミン類(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2751	塩化ジエチルチオホスホリル
		UN2789	酢酸(水溶液又は濃度が80質量%を超える水溶液)
		UN2790	酢酸(水溶液)(濃度が50質量%以上80質量%以下のものに限る。)
		UN2796	硫酸(濃度が51質量%以下のものに限る。)
		UN2797	電池液(アルカリ性のもの)
		UN2798	フェニルホスホラスジクロライド[フェニルジクロロホスフィン]
		UN2799	フェニルホスホラスチオジクロライド[フェニルジクロロホスフィンサルファイド]
		UN2801	染料又は染料中間物(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2817	ニフ化水素アンモニウム(水溶液)[フッ化水素アンモニウム]
		UN2818	ホリ硫化アンモニウム(水溶液)
		UN2826	クロロチオギ酸エチル
		UN2837	硫酸水素塩類(水溶液)
		UN2851	三フッ化ホウ素(二水和物)
		UN2879	塩化セレンニル[オキシ塩化セレン]
		UN2920	その他の腐食性物質(液体)(引火性のもの)
		UN2921	その他の腐食性物質(固体)(可燃性のもの)
		UN2922	その他の腐食性物質(液体)(毒性のもの)
		UN2923	その他の腐食性物質(固体)(毒性のもの)
		UN2949	硫酸水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%以上のものに限る。)
		UN2986	クロロシラン類(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2987	クロロシラン類(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3066	塗料又は塗料関連物質(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シエラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)
		UN3084	その他の腐食性物質(固体)(酸化性のもの)
		UN3093	その他の腐食性物質(液体)(酸化性のもの)
		UN3094	その他の腐食性物質(液体)(水反応可燃性のもの)
UN3095	その他の腐食性物質(固体)(自己発熱性のもの)		
UN3096	その他の腐食性物質(固体)(水反応可燃性のもの)		
UN3145	アルキルフェノール類(液体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[プテルフェノール]		
UN3147	染料又は染料中間物(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3259	アミン類又はポリアミン類(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3260	その他の腐食性物質(無機物)(固体)(酸性のもの)		
UN3261	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(酸性のもの)		
UN3262	その他の腐食性物質(無機物)(固体)(アルカリ性のもの)		
UN3263	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(アルカリ性のもの)		
UN3264	その他の腐食性物質(無機物)(液体)(酸性のもの)		
UN3265	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(酸性のもの)		
UN3266	その他の腐食性物質(無機物)(液体)(アルカリ性のもの)		
UN3267	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(アルカリ性のもの)		
UN3301	その他の腐食性物質(液体)(自己発熱性のもの)		
UN3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物(水素化ホウ素ナトリウムの濃度が12質量%以下のものであって、水酸化ナトリウムの濃度が40質量%以下のものに限る。)		
UN3412	ギ酸(濃度が10質量%以上であって85質量%以下のものに限る。)		
UN3421	フッ化水素カリウム(溶液)		
UN3463	プロピオン酸(濃度が90質量%以上のものに限る。)		
UN3470	塗料又は塗料関連物質(腐食性かつ引火性のもの)(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シエラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)		
UN3471	フッ化水素化合物(腐食性かつ毒性のもの)(他の品名が明示されているものを除く。)		
UN3477	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(腐食性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3484	ヒドラジン(水溶液)(引火性かつ毒性のもの)(濃度が37質量%以上のものに限る。)		
UN3498	一塩化ヨウ素(液体)		
MS9001	化学廃液 危規則第二条第一号の二口に掲げるもの		
その他			

(一) 危険物接岸荷役許容量

種類	類別		荷役許容量				備考
			A	B	C 1	C 2	
爆発物	火薬類	等級1.1, 1.2, 1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること
		等級1.3, 1.4, 1.6	0.2	5	20	20	
	酸化性物質	有機過酸化物	0.5	10	50	200	
その他	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
		非引火性非毒性高压ガス	5	100	500	2000	
		毒性高压ガス	1	20	100	400	
その他	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1000	
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2000	
		容器等級Ⅲ	10	250	1000	4000	
その他	可燃性物質類	可燃性物質	10	250	1000	4000	
		自然発火性物質	5	100	500	2000	
		水反応可燃性物質	5	100	500	2000	
その他	酸化性物質類	酸化性物質	5	100	500	2000	
		有機過酸化物 爆発物を除く	1	20	100	400	
危険物	毒物類	毒物	10	250	1000	4000	
危険物	放射性物質等	第1種	0	0	—	—	特別の保安体制をとること
		第2種	0	—	—	—	
		第3種	0	—	—	—	
危険物	腐食性物質		10	250	1000	4000	
危険物	有害性物質		10	250	1000	4000	
危険物	その他		—	—	—	—	(注) 3 参照

(注) 1 単位は、正味重量（火薬類については、爆薬に換算した薬量）のトン数（圧縮ガスにあつては、容量（温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容積をいう。）100立方メートルを1トンとみなす。）である。

2 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び火工品の数量は、下記のとおりである。

火薬類		爆薬1トンに換算される数量
火薬		2トン
火工品 (弾薬を含む)	実包又は空包	2,000,000個
	信管又は火管	50,000個
	銃用雷管	10,000,000個
	工業雷管又は電気雷管	1,000,000個
	信号雷管	250,000個
	導爆線	50キロメートル
	コンクリート破碎器	100,000個
	導火管付き雷管	250,000個
	制御発破用コード	10キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

3 その他（化学廃液）については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化物質類のいずれかの類別に当てはめる。

第 3 章 港長公示

港長公示第1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したから、同条第2項の規定により公示する。

昭和61年2月10日

東播磨港長

引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。）

への接近、接げんの制限について

引火による船舶の事故を防止するため、引火性危険物積載タンカーの付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

1. 期間 昭和61年3月1日から当分の間

2. 区域

港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30メートル以内の海面。

3. 制限事項

船舶は、港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に立ち入ってはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

(1) 港長が当該タンカーへの接近、接げんを認め、本制限を解除した船舶

(2) 次の条件を満足する給油船、交通船、えい船等当該タンカーの運航に係る船舶及び官公庁用船舶であって、当該タンカーの荷役中以外の時に接げんする船舶。

イ. 甲板上又は船内の開放された場所において喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用しておらず、あるいは花火を発するおそれのある修理又は作業を行っていないこと。

ロ. 煙突に火粉の吐出を防止するに十分な装置を施していること。

ハ. 焼玉機関を使用していないこと。

4. 標識

引火性危険物積載タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕を掲げている。

5. 備考

引火性危険物積載タンカーに接げん中（接離げん時を含む。）の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 船隊の接触による火花の発生を防止するに十分な防げん物を使用すること。

(2) 係留索にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接触による火花の発生を防止す

るに十分な措置を講ずること。

(3) 港長が適当と認める場合のほか、喫煙、暖房、ほう炊その他の火気を使用し、あるいは火花を発するおそれのある修理又は作業を行わないこと。

(4) 接げん時間は必要最小限とすること。

第4章 台風・津波対策

東播磨港安全対策委員会会則

昭和55年9月 4日 制定

平成22年7月14日 一部改正

平成24年8月1日 一部改正

平成25年7月1日 一部改正

(名称)

第1条 この会は公益財団法人海上保安協会東播磨支部（以下支部という）におき東播磨港安全対策委員会という。

(目的)

第2条 この会は東播磨港における安全対策上の諸問題について調査研究し必要に応じて関係者間の意見調整を図る等、港内の安全と効率的運営に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議しその実施を推進するものとする。

- 1 船舶の航行安全に関すること
- 2 油災害防止に関すること
- 3 危険物荷役の安全に関すること
- 4 海洋汚染防止に関すること
- 5 台風津波対策に関すること
- 6 港内の整頓上必要な事項の連絡調整に関すること
- 7 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び役員)

第4条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は会を代表し、議事その他の会務を統理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員長は支部長がこれにあたる。
- 5 副委員長及び委員は、支部会員のうちから支部長が指名する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。

(顧問)

第6条 委員会に顧問をおくことができ、委員長が委嘱する。

(会議)

第7条 委員会は必要の都度委員長が招集する。

委員長は会の議決事項を次の役員会に報告するものとする。

(部会)

第8条 協議事項の細目にわたる調査研究及び実施を推進するために委員会に部会をおくことができる。

2 部会は委員長が指名する委員によって構成し、部会長には委員長が指名した者があたる。

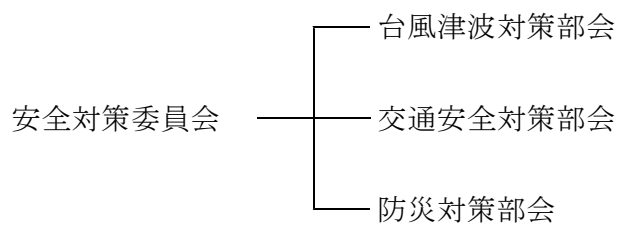
(関係者)

第9条 委員会及び部会は必要あるときは、関係者の意見及び説明を聞くことができる。

(議決)

第10条 委員会及び部会の議事は出席者の過半数によって決める。

可否同数のときは、委員長又は部会長が決める。



公益財団法人海上保安協会東播磨支部東播磨港安全対策委員会台風津波対策部会規約

昭和 55 年 9 月 4 日 制定

平成 17 年 3 月 23 日 一部改正

平成 22 年 7 月 14 日 一部改正

平成 24 年 8 月 1 日 一部改正

平成 25 年 7 月 1 日 一部改正

(名称)

第 1 条 この部会は東播磨港安全対策委員会会則（以下「委員会規則」という）第 8 条に基づいて設置し、台風津波対策部会と称する。

(目的)

第 2 条 台風津波対策部会は、東播磨港における台風・津波等による船舶等の災害を防止するため必要な事項を協議し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(実施事項)

第 3 条 台風津波対策部会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 在泊船舶に対して港長が行う台風・津波時の避難勧告等の発動時期について、港長の諮問に応ずること。
- (2) 台風・津波による港内への影響に関する調査及び船舶対応策の策定
- (3) 部会において決定した台風・津波災害防止に必要な事項及び港長等の船舶等に対する指示、勧告等の伝達・周知に関すること。
- (4) 港外に避難した船舶の再入港に関し港長に協力すること。
- (5) その他台風津波対策部会の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 4 条 台風津波対策部会は委員会会則第 8 条の 2 の規定により委員長が指名した部会長及び部会員によって構成する。

なお、必要に応じオブザーバーを置くこととする。

(部会長)

第 5 条 部会長は議事その他の台風津波対策部会業務を統轄する。

- 2、部会長に事故があったときは、委員長は部会員の中から部会長代理を指名する。
- 3、部会長代理は部会長に事故がある間その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 台風津波対策部会は部会長が必要と認めたとき、又は東播磨港長の要請があったとき召集する。

(小委員会)

第 7 条 部会長は、必要があると認めるとき台風津波対策部会の開催に代えて、若干名の委員で組織する小委員会を招集することができる。

- 2、小委員会の決定事項は、台風津波対策部会の決定事項とみなす。
- 3、小委員会の決定事項は、速やかに各台風津波対策部会員に通知される。

(事務局)

第 8 条 台風津波対策部会の事務局は、加古川海上保安署に置く。

附則 この規約は昭和 55 年 9 月 4 日から実施する。

東播磨港台風災害防止要綱

昭和 55 年 9 月 4 日 制定
平成 18 年 3 月 9 日 一部改正
平成 22 年 7 月 14 日 一部改正
平成 24 年 8 月 1 日 一部改正

1、総則

(1) 東播磨港に影響を与える台風の来襲が予想される場合及びその来襲が確実と判断された場合で、東播磨港長により在泊船に対し、港則法第 37 条第 4 項の規定に基づく避難勧告が行われたときは、各船は 2、実施要領 (1) に定める要領により措置するものとする。

なお、船舶が避難勧告に応じない場合で、当該船舶の港内在泊が港内の安全確保に著しく不都合であると港長が認めたときは、港則法第 37 条 3 項の規定に基づく移動命令が出されることがある。

(2) 港長が避難態勢を解除したときは、各船は適宜入港して差支えないものとする。

ただし、避難船舶が多く再入港に、港口付近において混乱が生ずるおそれのある場合は、入港順序をあらかじめ指定することがある。

なお、入港順序の指定が遵守されず、港口付近において著しい混乱が生じ又は生ずる恐れがある場合は、港則法第 37 条第 3 項に基づく港長の現場規制が行われることがある。

(3) 異常に発達した低気圧が東播磨港に接近する際においても、本実施要領を準用する。

2、実施要領

(1) 警戒態勢等の区分とその内容

区分	台風の状況	措置内容
警戒態勢	台風が東播磨港に接近するおそれがあるとき。	在港各船は台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備など必要な避難態勢を整えること。
大型船等避	東播磨港が台風の暴風警戒域に入るおそれがあるとき。	① 10,000 総トン以上の船舶は原則として港外に避難すること。 ② 1,000 総トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせること。 ③ 工事作業船等は作業を中止し、安全な場所

難 勸 告		に避難すること。 ④ 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。
全 船 舶 避 難 勸 告	東播磨港が台風の暴風警戒域に入ることが必至と考えられるとき、あるいは重大な影響を受けると判断されるとき。	① 1,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 ② 1,000 総トン未満の船舶は、港内等の安全な場所に避難し厳重な警戒措置をとること。
解 除	台風の影響圏外になったと判断されるとき。	解除時刻をもって各態勢を解く。

(2) 周知要領

- ① 港長から各部会員あて電話、FAX等で周知される。
- ② 各部会員は、所属船に情報を伝達するとともに措置内容を周知徹底する。
- ③ 各措置内容は、巡視艇からも在港船舶に周知される。

[発令例文]

(警戒態勢)

東播磨港長は、台風○号の接近に伴い、○月○日○時○分をもって在港各船に対し警戒態勢をとるよう勧告した。

在港各船は、台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。

(避難勧告)

大型船等避難勧告

東播磨港長は、台風○号の接近に伴い、○月○日○時○分をもって次のとおり措置するよう勧告した。

- ・ 10,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難すること。
- ・ 1,000 総トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。
- ・ 工事作業船等は作業を中止し安全な場所に避難すること。
- ・ 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。

全船避難勧告

東播磨港長は、台風○号の接近に伴い、○月○日○時○分をもって在港各船に対し次のとおり措置するよう勧告した。

- ・ 1,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保全等万全の措置をとること。
- ・ 1,000 総トン未満の船舶は、港内等の安全な場所に避難して、厳重な警戒措置をとること。

(解除例文)

東播磨港長は、○月○日○時○分をもって、○○○○を解除した。

注：○○○○には、警戒態勢、大型船等避難勧告、全船避難勧告の区分が入る。

(3) 避泊びょう地の通報

避難勧告により港外に避泊した船舶（A I S搭載船）は必ずA I S機器の電源を常時入れることにより、港長への通報を省略することができる。

(4) 避難勧告解除に伴う入港要領

① 船数が少ない場合

避難した船舶は適宜入港して差支えない。

② 港口付近で船舶の輻輳が予想される場合

「解除」の通報の際に、併せて入港順位が指示される。

各船は指示順序に従って入港する。

③ 港口付近で、混乱又は危険が予想される場合

東播磨港長により、港則法第 37 条第 3 項の規定により、港口付近において現場規制が実施される。

入港各船は、現場の巡視艇の指示に従い入港すること。

東播磨港船舶津波対策実施要綱

平成 18 年 3 月 9 日 制定

平成 24 年 8 月 1 日 一部改正

平成 25 年 7 月 1 日 一部改正

総 則

1. 本実施要綱は、東南海・南海地震等による津波発生時において、東播磨港在泊船舶等に対する迅速な通報・連絡体制を確立するとともに、船舶の対応措置を指示するため「津波警戒態勢」または「津波避難態勢」等の発令基準を設定し、もって船舶の安全確保及び津波災害の被害防止に資することを目的とする。
2. 港内在泊船舶に対する「津波避難態勢」等の指示は、「実施要領」の規定に基づき、東播磨港長から発令するものとする。また、港長の指示は、気象庁から兵庫県瀬戸内海沿岸に対し「津波注意報・警報」が発表された時点をもって自動的に発令するものとし、台風津波対策部会を中心に関係機関・団体、マスメディアを通じて積極的な津波情報の提供に努め、港内在泊船舶が迅速に避難活動等に取り組める体制を整備するものとする。
3. 東播磨港内在泊船舶に対しては、自船及び乗組員の安全確保を第一におきつつ迅速な避難活動等に取り組む体制の確保に努めるとともに、津波の来襲までに時間的な余裕が確保できない場合が予想されていることから、平素からの気象情報等の収集・把握の体制の整備に努めるよう指導するものとする。
4. 気象庁から当該「津波注意報・警報」の解除が発表された場合には、「津波警戒態勢解除」または「津波避難態勢解除」等の指示は、同発表時をもって港長から自動的に発令するものとし、「実施要領」の規定に基づき、本部会を中心に、関係機関・団体、マスメディアを通じて情報提供を行うものとする。また、各船舶が港内に復帰する場合には、自船周辺海域や港内状況の監視とその把握に努めつつ、十分留意するものとする。

実 施 要 領

1. 警戒態勢等の区分とその内容

区分	予報種類及びその解説	措置内容
津波警戒態勢	津波注意報 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集、係留索の強化等津波対策に留意すること。
津波避難態勢	津波警報 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	在港船舶は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集に努め、津波来襲時刻等を考慮のうえ港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。
大津波避難態勢	大津波警報 高いところで3m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	1 在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。 2 500総トン以上の船舶及び危険物積載船舶は、播磨灘中央部周辺海域まで安全に避難可能であると判断した場合、原則として港外に避難し、保船等万全の措置を講ずること。
解除	津波注意報、各警報解除	各船は港内の状況把握に努め、航行規制等に留意して港内に復帰すること。

2. 発令時期

気象庁から発表された時刻をもって自動的に発令されることとし、各部会員は独自に津波情報の収集に努め、以後、事務局から情報伝達系統に基づき同情報を伝達するものとする。

津波警戒態勢・・・気象庁が津波注意報を発表した時刻

津波避難態勢・・・気象庁が津波警報を発表した時刻

大津波避難態勢・・・気象庁が大津波警報を発表した時刻

解除・・・気象庁が注意報・警報を解除した時刻

3. 警戒態勢等の周知要領

事務局からの一斉連絡により情報伝達するものとし、オブザーバーにつ

いては、別途事務局から情報伝達するものとする。

（津波警戒態勢例文）

日 時 分、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令されたことから、港内在泊船等は、津波情報に留意し、係留策の強化等必要な安全措置を講じること。

なお、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮すること。

（津波避難態勢、大津波避難態勢例文）

日 時 分、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報（又は津波警報）が発令されたことから、港内在泊船等は、可能な限り港外の安全な海域に退避すること。港外退避ができない船舶にあっては、係留索の強化等必要な安全措置を講じること。

なお、港外退避、係留索強化等は時間的に余裕のある場合のみ行い、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮すること。

（解除例文）

日 時 分、兵庫県瀬戸内海沿岸の津波注意報（または津波警報、大津波警報）は解除されたことから津波警戒態勢（または津波避難態勢、大津波避難態勢）を解除した。